

ちよだ生物多様性推進プランの改定にあたって

千代田区の 2030 年ネイチャーポジティブの実現に向けて

千代田区は政治、経済、文化、情報、教育など、様々な分野において先端を行く都市機能が集積する日本の中心地として常に発展しつづけています。さらに、将来にわたり持続的に発展していくために、区、事業者、区民など、あらゆる主体がグローバルな視点のもと、最先端の技術を活かしながら、環境と調和するまちづくりに向けた行動をつづけています。

千代田区では平成 25 年 3 月に「ちよだ生物多様性推進プラン」を策定し、東京 23 区随一の豊かな自然を有する皇居の緑を核に生きもののネットワークを周辺地域にまでつなげ、生物多様性の恵みをより広く享受しながら持続的に発展していく社会を目指して、プランに掲げた取組みを推進してきました。

「ちよだ生物多様性推進プラン」策定から 10年が経過し、その間、私たちを取り巻く 地球環境、社会情勢は急激に変化し、気候変 動、生物多様性の危機、食料危機といった従 来から課題とされてきた諸問題がかつてない 勢いで深刻化しています。加えて、令和2年 以来の新型コロナウイルス(Covid-19)感染症の世界的な感染拡大により、産業・経済、生活、教育など様々な分野で行動制限を余儀なくされました。

これらの課題の大きな原因の一つが、「生物多様性」の損失にあることが、2022年12月に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や様々な国際会議、研究などで指摘されています。地球規模で生物多様性の損失をくいとめ、回復させる「ネイチャーポジティブ」を目指し、だれもが生物多様性を意識した暮らし・社会経済活動を選択するという大きな社会変革が、一刻の猶予なく必要となっています。

千代田区は、区民だけでなく、企業、在勤者、在学者、観光客など様々な立場が生活、経済活動に必要な資材やエネルギー、食べ物などを国内外の資源に支えられて成り立っています。つまり、区民、千代田区にかかわる在勤者・在学者など多様な主体が生物多様性に配慮した持続可能な社会を目指すための行動をただちに選択することこそが、世界のネイチャーポジティブの実現を達成するためのカギとなっているのです。

新しい「ちよだ生物多様性推進プラン」は、区民、千代田区にかかわる在勤者・在学者などあらゆる主体が、区内外の「生物多様性」の保全・回復・持続的利用を意識して主体的に行動していく「社会変革」の戦略です。千代田区は本プランの取組みを一丸となって推進し、2030年ネイチャーポジティブを実現させることをここに宣言します。



令和6年3月 千代田区長 樋口高顕



生物多様性の現状



 1.1
 02

 生物多様性とは
 04

 北域戦略改定の背景
 05

 1.3
 05

 生物多様性を取り巻く
 現状と私たちに求められる姿勢

 1.3.1
 05

 世界と日本の動き
 05

 "生物多様性"はあらゆる
 社会課題に関係しています~

 1.3.2
 09

 千代田区の生物多様性の現状
 1.3.3

 生物多様性の保全にあたって
 区民に求められる責務

2.1	
ちよだ生物多様性推進プランの	24
位置付けと改定の方向性	
2.2	
対象区域	23
2.3	
計画期間	
2.4	
目標年	
2.5	
2050 年将来像	
2.6	
2030 年目標	
2.7	
2050 年 エリア別の将来像	

本書の自然環境調査で確認された種の重要種、外来種は次の基準を用いて選定しています。

※平成23年度の重要種選定基準

- ·文化財保護法(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年6月5日 法律第75号)
- ・哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 | 及び植物 || のレッドリストの見直しについて(環境省 平成 19 年 8 月 3 日)
- ・東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)~東京都レッドリスト~(区部)(東京都 平成22年)

※令和4年度の重要種選定基準

- ·文化財保護法(昭和25年5月30日 法律第214号)
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年6月5日 法律第75号)
- ・環境省報道発表資料 環境省レッドリスト 2020 の公表について (令和 2 年 3 月 27 日)
- ・東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)~東京都レッドリスト(本土部)2020年版~(区部)(令和2年)

※外来種の選定基準

・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年 法律第七十八号)



第3章

2030年目標達成に向けた戦略と行動計画



3.1382030 年目標達成に向けた戦略と
達成すべき状態および行動計画393.239各主体の主な役割43行動計画

 4.1
 64

 推進体制
 64

 4.2
 64

 進行管理
 64

column

「千代田区生きものさがし」 ―

資料編

- 1 推進プラン改定の経緯
- 2 自然環境調査
- 3 生物多様性に関する千代田区民の意識(アンケート調査)
- 4 用語解説

地域戦略改定の背景と 生物多様性の現状



料

編

第

1.1 生物多様性とは

地球上に存在するあらゆる生きものは、長い年月をかけて、食べたり食べられたり、お互いの生存に直接的・間接的に関わりながら自然の中でそれぞれの役割を持ち、一定のバランスで持続する"生態系"を創りあげています。このような生態系を構成する様々な生きものの存在とつながりを「生物多様性」といいます。「生物多様性」は豊かな自然環境、希少な生きものなどがイメージされ、都市は生物多様性に富んだ環境であるととらえにくいかもしれません。しかし、「生物多様性」は都市に暮らす私たちにも身近にあり、都市の環境も生物多様性を構成する一つとなっています。

千代田区には、様々な生きものが生息・生育しています。動物や植物、菌類等多種多様な生きものが存在することを「種の多様性」と言います。

そして、同じ種の中にも多様性はみられます。たとえば、東京湾でかつてよく採取されたアサリは、同じ種でも貝殻の色や柄が違います。同じ種の中でも変異があることを「遺伝子の多様性」と言います。

このように、多様な生きものが生息・生育できるのは、樹林や草地などの様々なタイプの生態系が存在しているからです。この多様な生態系があることを「生態系の多様性」と言います。たとえば、皇居の豊かな生態系は広大な樹林があり、動物の餌となる土壌動物などが多く生息している環境です。外濠公園の草地環境は、日当たりのよい場所を好む植物が生育できる環境になっています。



■ 靖国神社の樹林



■ 外濠公園の草地



■ 新見附濠・牛込濠の水辺

私たちの暮らしは、豊かな生物多様性を基盤とした生態系によって支えられています。千代 田区においても千代田区ならではの生物多様性を基盤とした生態系が成り立ち、様々な恩恵や 影響(生態系サービス)を私たちにもたらしています。また、区外の生物多様性からも多くの様々 な恩恵や影響を受けており、私たちは、区内だけでなく、千代田区を取り巻く周辺地域の生物 多様性も考えた暮らし方を選択していくことが大切です。

千代田区は国際的にも影響力のある大きな企業が集積する日本の経済の中心地です。昨今、原材料調達等の事業活動におけるサプライチェーンについても生物多様性へ多大な影響を与えていることから、自社の拠点だけでなく、サプライチェーン全体についても生物多様性の配慮なしには事業活動・経済活動は成り立たない状況にあります。このような状況を踏まえ、千代田区では、在勤・在学者、在住者だけでなく、事業者や連携している企業など千代田区に集うあらゆる主体が持続可能な行動を選択することが求められています。私たちが生物多様性を基盤としたライフスタイルに転換し、生物多様性の観点を活かした取組みを行うことで、その影響を区外まで波及させていくことが期待されます。

生物多様性がもたらす自然のめぐみ(生態系サービス)



[図引用] 環境省生物多様性センター 生物多様性広報パネル

章

編

1.2 地域戦略改定の背景

千代田区は 2013 年 3 月に都内でもいち早く生物多様性地域戦略「ちよだ生物多様性推進プラン」(以下、「推進プラン」という。)を策定し、これまで、推進プランで掲げた"皇居から広がる生きものネットワーク"の実現をめざし、多様な主体が協働する取組みを推進してきました。これまでの取組みによって、緑地の整備、自然環境や生きものの実態把握、区民の啓発促進など多くの成果が得られています。

策定から 10 年が経過しましたが、世界では依然として生物多様性の損失が進み、地球温暖化による影響が顕在化するなど、生物多様性によって支えられてきた私たちの暮らしや経済活動は、その存続が危ぶまれています。今こそ、地球規模で考え、区民一人ひとりが地域で直ちに行動に移すような抜本的な社会変革が求められています。

千代田区は、推進プランの短期目標年次であった 2020 年を過ぎて、その短期目標の達成状況を把握するとともに、策定以降の生物多様性に関する国内外の状況変化・社会情勢を踏まえながら、長期目標年次の 2050 年に向けて、推進プランの内容について見直しました。日本の経済の中心地である千代田区が広く社会に果たす役割と責任はより一層大きくなっており、千代田区だからこそ果たせるグローバルな目標を掲げる推進プランへと進化・深化したプランへ改定します。

4 章

第

1.3 生物多様性を取り巻く現状と私たちに求められる姿勢

1.3.1

世界と日本の動き

~ "生物多様性"はあらゆる社会課題に関係しています~

世界の動き

日本で開催された 2010 年の生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)では、生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」が採択され、2050 年までに「自然と共生する世界」を実現することが掲げられました。また、2020 年までに生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施することを短期目標として掲げ、生物多様性条約締約国による積極的な取組みが図られてきました。

2013年に推進プランを策定してからこれまでの10年の間に、気候変動による生物多様性の損失の危機がより強く指摘されるようになってきています。2021年10~11月に開催された国連気候変動枠組条約第26回締約国会議では、気候変動の緩和・適応に生態系の保全等が重要な役割を果たすとする「グラスゴー気候合意」が採択されました。

また、2021 年 6 月に開催された G7 コーンウォール・サミットでは、ネイチャーポジティブ (生物多様性の損失を止め反転させる)を達成するため、G7 各国が 2030 年までに自国の陸域と 海域の少なくとも 30%を保全すること (30by30 目標) が提言されました。

従来より、生態系サービス(生態系から生み出される自然の恵み)は私たちの暮らしのあらゆる場面に関わりがあるとされており [図 1-1]、様々な社会課題の解決に自然を活用する考え方(「自然を活用した解決策(NbS)」)がより一層注目されています。国際自然保護連盟(IUCN)は NbS を "社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動"と定義づけ、生態系を基盤としたアプローチによる社会課題の解決により人間の幸福が得られ、生物多様性の恩恵を受け続けることができると示しています。

図 1-1 「生態系サービス」の例(●:千代田区ならではの例)

基盤サービス

- ・酸素・土壌・栄養など
- ●植物による大気調整
- 皇居の緑をはぐくむ土壌

供給サービス

- 食料・水
- ・木材 ・燃料
- ・薬 など
- 店舗やオフィス で使用される安 らぎを与える木 材の什器
- ●事業活動や日々 の移動で使うガ スや電気・化石 燃料

文化的サービス

- ・やすらぎ
- ・リフレッシュ
- . 数套
- ・レクリエーション
- ・景観 など
- 緑あふれる空間で 一息つく時間
- ●オフィスワークで 疲れた目を休める 時間
- テラスでランチを する時間

調整サービス

- ・気候緩和・洪水などの災害の抑制・水の浄化・疫病などの制御 など
- ●道路やビルからの反射熱の抑止
- 雨庭(レインガーデン)での雨水の土壌への浸透



■ 雨庭 (レインガーデン):都内 (土壌へ雨水を浸透させ、 あふれかえりを抑制します)

- 皇居の緑によるヒートアイラン ド抑制
- ミストの気化熱による冷却効果



■ ミスト:日比谷公園 (気化熱を利用し気温を下げます)

料

編

第

こうした中、2022 年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)第二部がカナダ・モントリオールで開催され、第一部が開催された中国・昆明での議論の結果とあわせて、ポスト 2020 生物多様性枠組である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。そして、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」では、2030 年のミッションとしてネイチャーポジティブを目指すこととされました。

この枠組における具体的な目標として

- ・2030 年までに陸と海の 30%以上を保護・保全するいわゆる「30by30 目標」(行動目標 3)
- ・NbS (自然に根差した解決策) で気候変動の緩和と適応を推進し、気候変動対策による自然 破壊を最小化する (行動目標 8)

などが採択されています。

日本の動き

日本では、「愛知目標」の達成に向けて、「生物多様性国家戦略 2012-2020」に準じた取組みを進めてきており、2020 年からはポスト愛知目標にあわせて新しい「生物多様性国家戦略」の検討が行われ、2023 年 3 月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されました。「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、2050 年ビジョン(将来像)として「自然と共生する社会」、2030 年に向けた目標「自然再興(ネイチャーポジティブ)の実現」が掲げられ、目標を達成するために 5 つの基本戦略を示し [図 1-2]、「炭素中立(カーボンニュートラル)」と「循環経済(サーキュラーエコノミー)」の課題を同時に解決していくことの重要性がうたわれました。

- ・基本戦略としては、陸と海の 30%以上を保全する 30by30 を指標とした「生態系の健全性の回復」(基本戦略 1)
- ・自然のめぐみを活かして気候変動緩和・適応、防災減災、資源循環などの多様な社会課題の解決につなげ、人の幸福と生物多様性の両方に貢献する「自然を活用した社会課題の解決 (NbS) | (基本戦略 2)
- ・事業活動において自然資本を持続可能に利用する経済活動を広げる「ネイチャーポジティブ 経済の実現」(基本戦略 3)
- ・私たち一人一人が自然資本を守り活かす社会活動を広げていくための「生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動」(基本戦略 4)
- ・そして、これらの取組みを推進していくための「生物多様性に係る取組を支える基盤整備と 国際連携の推進」(基本戦略 5)

の5つが挙げられました。さらにそれぞれの基本戦略に状態目標(あるべき姿)と行動目標(なすべき行動)や進捗を測るための指標が設定され、2年に一度を基本として実施状況の点検を行いながら進めていく計画となっています。

3

第

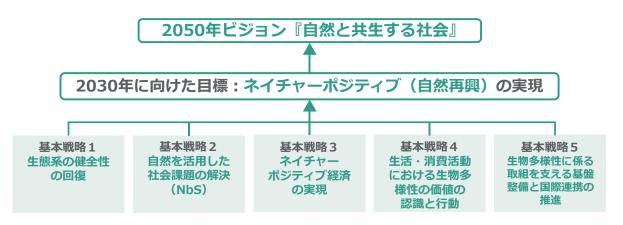
4 章

加えて、重要な状態目標として、

"気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、

気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている" 状態を目指すことが掲げられています。生物多様性保全と気候変動対策は相互に関係しているこ とが多くありますが、例えば生態系保全・回復のための森づくりが温室効果ガスの吸収・固定に も効果がある一方、再生可能エネルギーの発電施設整備が森林破壊など生態系の劣化をまねく場 合があるなど、生物多様性保全を目的として取組みを進める方が、気候変動緩和を目的とするよ りも相乗効果を得られる場面が多いことが、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学 - 政策プラットフォーム(IPBES)及び気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の合同報告書で 示されています。「生物多様性国家戦略 2023-2030」においても、生物多様性に配慮する行動によっ て地球温暖化も抑制していくという、まさにネイチャーポジティブの達成に向けた効果的な取組 みを行うこととしています。

図 1-2 「生物多様性国家戦略 2023-2030」の目標と5つの基本戦略



[出典・図引用] 環境省ホームページ

これらの目標の達成にあたっては、国や行政機関の取組みだけでなく、あらゆる主体の協働が欠かせません。日本は2009年に「生物多様性民間参画ガイドライン」を策定し、2023年に「昆明・モントリオール生物多様性枠組」や「生物多様性国家戦略2023-2030」の策定などの流れをうけて、「生物多様性民間参画ガイドライン」の第3版をリリースしました。また、これらの動きに先んじて、2022年に国主導により、企業・自治体・関係団体・NPOなどの様々な主体が目標達成にかかる先駆的な取組みを促し発信するための有志連合として「30by30アライアンス」が立ち上がるなど、国全体を挙げての協働の動きが活発化しています。

章

編

東京都では、2023 年 4 月に「緑施策の新展開」を改定し、新しく「東京都生物多様性地域戦略」としてリリースしました。「東京都生物多様性地域戦略」では、保全を図るエリアを都内に 10,000ha 設けるとする「生物多様性バージョンアップエリア 10,000 + 」、官民連携によって自然災害などへ自然の機能を活用した対策をとっていく「Tokyo-NbS アクションの推進」、そして それらの取組みの主要な主体である私たちの行動変革を促す「生物多様性都民行動 100%」の 3 つの柱を具体的行動目標として掲げています [図 1-3]。

図 1-3 「東京都生物多様性地域戦略」(2023 年 4 月改定)の目標及び基本戦略、行動目標

2030年目標

自然と共生する豊かな社会を目指し、あらゆる主体が連携して生物多様性の保全と 持続可能な利用を進めることにより、生物多様性を回復軌道に乗せる =ネイチャーポジティブの実現

2030年目標の実現に向けた3つの基本戦略

I 生物多様性の保全と回復を進め、東京の豊かな自然を後世につなぐ

Ⅱ 生物多様性の恵みを持続的に利用し、自然の機能を都民生活の向上にいかす

Ⅲ 生物多様性の価値を認識し、都内だけでなく地球規模の課題にも対応した行動にかえる

基本戦略ごとの行動目標

基本戦略 I の行動目標生物多様性バージョンアップエリア10,000+

基本戦略 II の行動目標 Tokyo-Nbsアクションの推進 〜自然に支えられる都市東京〜 基本戦略Ⅲの行動目標 生物多様性都民行動100% ~一人ひとりの行動が社会を変える~

[出典] 東京都ホームページ掲載の概要版から抜粋・作図https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/plan/nature/strategy.html

このような世界・日本の動きにみられるように、生物多様性の保全は単なる自然環境の保全ではなく、私たちの日々の豊かな暮らしに直結する社会経済活動の継続に不可欠な重要なこととなっています。一方で、生物多様性の恵みを私たちが持続可能な形で利用していかなければ、地球温暖化や甚大な災害の頻発、食糧危機など、私たちの暮らしに負の影響を及ぼします。昨今では、新型コロナウイルス(Covid-19)などの新たな感染症が脅威となっており、「生物多様性国家戦略 2023-2030」においても、この発生要因が生物多様性の劣化とも深く関わりがあるとの指摘が示されています。

これらの危機、脅威に立ち向かい、世界と日本が目指すネイチャーポジティブを実現するためには、私たち一人ひとりの意識と行動の変革が重要です。「生物多様性国家戦略 2023-2030」の 2050 年ビジョンである目指すべき自然共生社会像の中でも

"生物多様性の主流化による変革がなされた社会:

生物多様性や生態系が我々の暮らしを支えていること、すなわち自然資本が社会経済の基盤であることが認識され、公共部門、民間部門、そして、一人ひとりの行動において、生物多様性と生態系に対する配慮が自分ごととして実行されている社会"

と示しており、私たちの行動を直接支える立場である千代田区と私たち一人ひとりの役割の重 みは一層増していると言えます。

1.3.2 千代田区の生物多様性の現状

[1] 千代田区の自然

(1) 皇居の豊かな生態系とそれをつなぐ生態系ネットワーク

皇居の豊かな生態系は都心の生物多様性を 支える大切な財産となっています。区内には、 皇居吹上御苑、皇居東御苑などのほか、内濠 や外濠公園や弁慶濠などの水辺、日比谷公園 や靖国神社や日枝神社の樹林などに多様な生 きものが生息・生育していることが、これま での自然環境調査(平成22・23年度)やそ の後の自然環境調査、文献調査などより明ら かとなりました。



千代田区内で見られる豊かな自然





■ ノアザミ (外濠公園の草地)

■ 外濠公園の良好な草地環境となっている土手斜面

<草地>

内濠や外濠公園の土手斜面には、規模は大きくないものの、定期的な草刈りによって草原が維持されています。特に外濠公園の土手斜面では、区内の他の場所では見られない様々な草原性植物が生育し、東京都内では希少なワレモコウ、ツリガネニンジン、ノアザミ等が生育しています。また、草丈の低い草地を好むヒメウラナミジャノメや、チガヤを主体とした草地ではショウリョウバッタモドキが確認されています。

樹林環境



林床で見られる アスカイノデ

<樹林>

ホテルニューオータニの斜面、清水谷公園、日 枝神社などには古くからの地形と樹林が安定的 に維持されており、ギンランやアスカイノデな どの希少な植物の生育も見られます。

■ ホテルニューオータニの斜面

これらの緑地・水辺を千代田区に接する中央区や台東区、港区など近隣区の緑地・水辺と直接あるいは飛び石的につなぎ、生態系ネットワークを形成していくことで、皇居の緑を活かした広域の生物多様性保全を進めることができます。これらの豊かな自然を将来の世代に引き継いでいくことが大切です。

一方で、生態系ネットワークは外来種の拡がりを助長してしまうことにもつながるため、外 来種の侵入を防ぎ、外来種が確認された場合には駆除する、在来種を植栽するなど生物多様性 に配慮した緑地整備や維持管理が必要です。

編

章

② 江戸時代からの歴史的遺構に由来する緑地・水辺

千代田区には武蔵野の自然を感じられる環境が残されています。たとえば皇居の吹上御苑は、武蔵野の自然の復活を求めた昭和天皇のご意向によって、武蔵野の自然に生育する植物を取り入れた森づくりの歴史があります。現在の吹上御苑には、様々な野生植物が生い茂り、オオタカやアズマモグラが生息するなど、東京の原風景を思わせる自然が広がっています。また、内濠・外濠の水辺や土手斜面の草地も、江戸城築城に伴い整備されたお濠を由来として今もなお維持され、様々な生きものの生息・生育の場となっている、千代田区を代表する緑地・水辺です。

③ 公園や神社などの敷地に引き継がれている様々な自然

千代田区内には、清水谷公園や日枝神社など、自然地形の上に成立した植生を今に残す場所があり、自然植生の構成樹種や樹林性の在来植物が安定的に生育しています。水辺があり緑地が連続する新見附濠や牛込濠などの外濠や、樹林が発達した靖国神社には多くの鳥類が確認されます。昆虫類は、外濠公園や日比谷公園など、緑地の規模がより大きく、環境の多様性の高い場所ほど種数が多くなる傾向がみられ、多くの重要種の生息が確認され、令和4年度調査では日比谷公園で皇居から飛来していると考えられるコサナエも確認されています。また、抽水植物帯がみられる日比谷公園や外濠ではウチワヤンマやオオヤマトンボ、コフキトンボ等のトンボ類や、重要種のチョウトンボが確認されています。



■ 清水谷公園の地形に沿った樹林・水辺



■ 日枝神社のスダジイなどの樹林



■ 靖国神社のスダジイなどの樹林



■ 水生植物が生える弁慶濠



■ 日比谷公園心字池のヨシ



______ ■ 日比谷公園のコサナエ



■ 外濠の新見附濠・牛込濠のウチワヤンマ

4

章

Column

現在の皇居は、東京 23 区随一の豊かな 自然が広がる生物多様性の核となる場所 です。その成り立ちは天正 18 年の徳川家 康の江戸入りによって行われた江戸城の 本格的な築城と深く関わりがあります。

江戸城付近は武蔵野台地の東端に位置し、東側の現在の日比谷付近には「日比谷入り江」と呼ばれる湾が入り込んでいました。本格的な築城に際してこの湾は埋め立てられ、そこには主に大名屋敷が置かれていました。城の中心は西側の台地上に築かれ、吹上付近一帯は徳川御三家の屋敷やその庭園として植樹や手入れが行われていました。

江戸城築城工事の大きな特徴の一つは、河川や谷地形を活かして巡らせた内濠・外濠の整備です。江戸城北側を流れる神田川(現在の日本橋川)、南側の汐留川(現在の赤坂見附~虎ノ門方面)や台地に入り込む谷地形を活かし、谷の拡幅や一部は台地を開削することで濠を環状につないでいます。

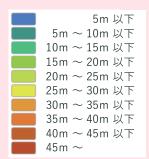
皇居と江戸城

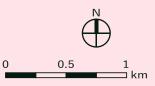
河川や谷地形を活かして巡らせた内濠・外濠

明治初年に皇居にされてから、吹上の 屋敷跡や庭園は、植栽された樹木に本来 この地に自生する樹木が加わり、吹上御 苑として多様な生きものを育む豊かな森 に発達してきました。内濠・外濠は都心 部では最大規模の内水面として今に引き 継がれ、在来の魚類や水鳥、トンボ類、 水生植物などの生息・生育の場として貴 重な存在となっているほか、濠に面した 土手斜面には草地性の植物が特徴的に生 育しています。

このように、皇居やその周辺の豊かな 自然の多くは、江戸城築城に伴ってかた ちづくられた地形や環境が基盤となって 成り立っており、そのことが、他にはない、 千代田区ならではの生物多様性の大きな 特徴であると言えます。







■ 千代田区の地形とお濠 ※国土地理院の「地理院地図」 をもとに作成

第4章

編

4 生物多様性に配慮した企業緑地

近年、都心の大規模再開発とあわせて、千代田区内にも生物多様性に配慮した新たな企業緑地が次々と生まれています。これらの緑地では、ABINC、SEGES、自然共生サイト、江戸のみどり登録緑地などの緑地認証制度に認証・登録されている箇所も多く[図1-4]、緑地の規模は大きくありませんが、緑地と緑地をつなぐ飛び石的な拠点やコリドーとして、皇居の豊かな緑をつなげ、広げる役割が期待されています。

認証緑地の例





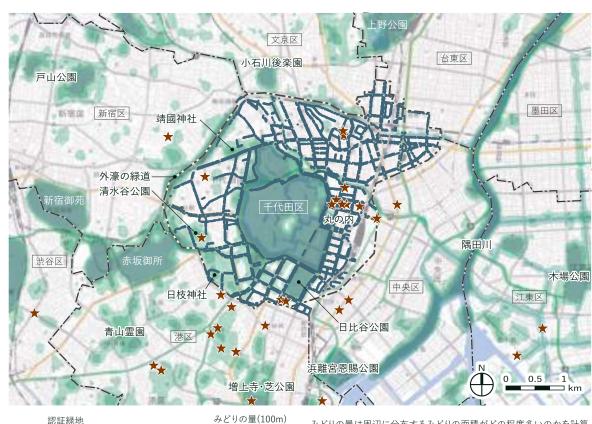


■ 大手町タワーの「大手町の森」

■ 三井住友海上駿河台新館 ECOM 駿河台

■ 紀尾井町ガーデンテラス

図 1-4 千代田区や周辺地域における認証緑地の位置



60% 以上

40 - 60%

20 - 40%

20% 未満

認証緑地
(ABINC・SEGES・自然共生サイト・ 江戸のみどり登録緑地)
[2023年末時点]

区道・都道・国道の街路樹 (千代田区内のみ)

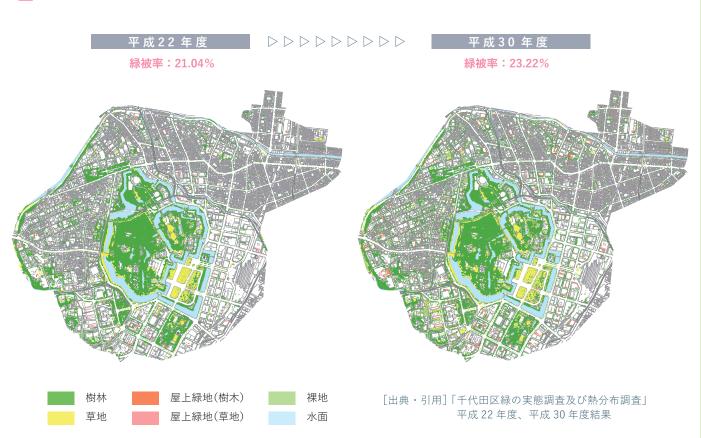
--- 区境界

[出典・引用]「生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引」 (2022, 東京都)の「エコロジカルネットワークマップ」補足資料 みどりの量は周辺に分布するみどりの面積がどの程度多いのかを計算したものです。マップでは周辺 100m(半径 100m の範囲)の何%がみどり率の算出対象となるみどり(樹林、草地、農用地、水域など)で占められているかを計算し、便宜的に 20%毎に区分し、量が多いほど色が濃くなるように表現しました。色の濃い場所は周辺にみどりが多く、ネットワーク性が高い場所であり、生息する生きものが行き来しやすい環境だと考えられます。逆に色が薄い場所、あるいは色がついていない場所は周辺にみどりが少なく、みどりを創出することでそのネットワーク性を回復する必要が高い場所であるともとらえることができます。

⑤ 区の様々な制度を活用して生物多様性に配慮した緑地

千代田区では、「緑の基本計画」や「景観まちづくり条例」に基づき、緑化の際に外来種ではなく在来種を植栽するよう指導しています。前回の推進プランではこれらの制度を活用して、行動計画の一つに「緑地の指定」を定め、取組みを進めてきました。この取組みにより、令和3年度までに緑化計画における在来種植栽の助言を約350件行いました。また、区内の緑被率は平成22年度は21.04%でしたが、平成30年度には23.22%と増加し、特に区南西部や前述した④のように企業緑地の創出の多い丸の内エリアでは新たな緑地づくりが積極的に進んでいます[図1-5]。

図 1-5 緑被の変化



第4章

料編

6 生きものの生息の場が少ない市街地

市街地には区立公園や街路樹など小規模な緑地がありますが、多くは植生が単調で、ごくわずかな、限られた種類の生きものしか生息していない状況です。また、それぞれの緑地は孤立しており、生きものが移動し拡がっていくような緑地間のつながりに乏しい状態となっています。前回の推進プランでも同じ課題を挙げましたが、現在も同じ課題は引き続き残っており、改善の必要があります。

植生が単調で生きものの少ない公園・緑地



■神田児童公園



■和泉公園

公園内の小規模な池や神田川、日本橋 川など垂直護岸化された河川では、水が 汚れていたり生きものの隠れ場所となる 水生植物帯が十分にないため、魚類やエ ビ類などの水生生物があまり生息してい ません。水の浄化や水生植物が生育でき る水辺環境の整備などにより、多様な水 生生物が生息できる環境を整えていくこ とが求められます。

水辺の生きものの生息に適さない河川環境



■ 日本橋川

7 在来の生きものを脅かす外来生物

区内の水辺には、在来種に悪影響を及ぼす特定外来生物のオオクチバスやブルーギル、ウシガエルなどや、条件付き特定外来生物のミシシッピアカミミガメ、アメリカザリガニが確認されています。また、外濠や日比谷公園、清水谷公園などでは雑食性のコイが多く生息しています。これらの外来生物が生息する水辺では、トンボ類の成虫の種数に比べ、ヤゴ(幼虫)の種数が少ないことからも、在来の生きものを過度に捕食するなど、水辺の生物多様性に影響を及ぼしていることが考えられます。

一方で、弁慶濠では、外来種であるオオカナダモが繁茂していることにより、トンボ類の産卵場、ヤゴの隠れ家となっており、ヤゴの種数は他と比べて多くなっていました。しかしオオカナダモは、同じく弁慶濠の水中で生育が確認されている、在来種のホザキノフサモ(東京都内では絶滅危惧種)とは生育環境が競合することから、オオカナダモの繁茂状況については、引き続き様子を見ていく必要があります。

その他、前回の推進プラン策定以降、魚類や両生類以外でも新たな外来種が増加しています。 今後、これらへの適切な対策が求められます。





■ 生息が確認されているミシシッピアカミミガメとアメリカザリガニ

料

編

Column

特定外来生物は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で指定されており、特に大きな被害を及ぼすおそれがあることから、飼育・栽培、運搬、保管、輸入、野外へ逃がしたり植えたりすること、譲り渡すことが禁止されています。

令和5年6月からアカミミガメとアメリカザリガニが条件付特定外来生物に指定されました。この2種は特定外来生物よりも規制がゆるく、これまでどおり飼うことができ、譲り渡すこともできますが、たくさんの人に配ることはできません。

都市に侵入する外来生物

野外に放したり、逃がしたりすることは 他の特定外来生物と同様に法律で禁止さ れています。

令和 4 年度調査で区内で確認された 特定外来生物は、前回のプラン策定時の 平成 22・23 年度調査より、見つかった 地点数が増えるなど、区内で分布が拡大 しています。人間が放したことが原因で 増えたものも多くみられます。生きもの は寿命を終えるまで責任を持って飼いま しょう。

千代田区で確認された特定外来生物

特定外来生物



カダヤシ

確認調査地数

平成 23 年度: 0 箇所 令和 4 年度: 1 箇所

在来種のミナミメダカと競合し、ミナミメダカな どと比べて攻撃性が強く、繁殖力も強いため、生 息地を奪ってしまいます。



ブルーギル

確認調査地数

平成 23 年度: 2 箇所 令和 4 年度: 3 箇所

雑食性で様々なものを食べます。水草が食べられると、在来の水生生物が卵を産み付けたり、隠れる場所が無くなり、在来種を含む様々な生物が生息できなくなってしまいます。



アカボシゴマダラ

確認調査地数

平成 23 年度:1 箇所 令和 4 年度:5 箇所

同じエノキの葉を幼虫が食べる在来種のゴマダラチョウは平成23年度には4箇所で見つかりましたが、令和4年度には見つかりませんでした。ゴマダラチョウと競合しています。

条件付特定外来生物



アカミミガメ

確認調査地数

平成 23 年度:3 箇所 令和 4 年度:4 箇所

雑食性で在来のカメ類のすみかや食べ物を奪ったり、卵が食べられています。在来種よりも繁殖力が強いです。



アメリカザリガニ

確認調査地数

平成 23 年度:3 箇所 令和 4 年度:5 箇所

雑食性で様々なものを食べます。水草が食べられると、在来の水生生物が卵を産み付けたり、隠れる場所が無くなり、在来種を含む様々な生物が生息できなくなってしまいます。

4

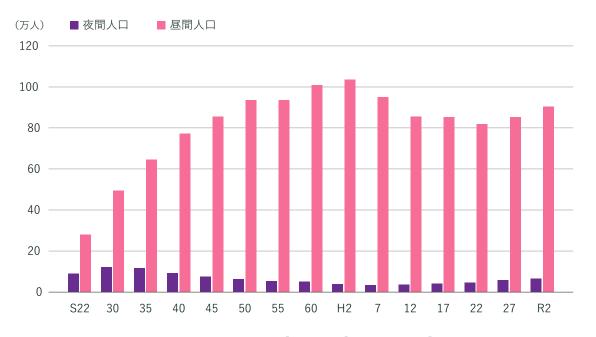
[2] 生物多様性と私たちの暮らし

1 昼間人口比率が高い、日本の経済の中心地

千代田区の総人口は、令和 2 年の国勢調査では 66,680 人ですが、昼間人口はそれを遥かに超える 903,780 人となっており [図 1-6]、夜間人口に対する昼間人口の割合は約 13.5 倍と高くなっています。

千代田区が自然共生社会を実現するためには、昼間人口を含む千代田区民一人ひとりが、消費行動をはじめとした社会経済活動を生物多様性に配慮した行動へ変革し、区内外の生物多様性の質の向上と自然を活かした社会課題の解決に向けて、千代田区ならではの責務を果たしていくことが重要です。

▶ 図 1-6 千代田区の昼間人口と夜間人口(人) ⋯⋯⋯⋯⋯



[出典・引用] 総務省統計局「令和2年 国勢調査」結果

章

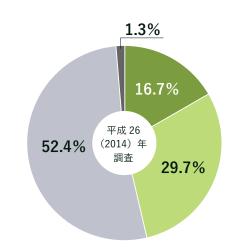
② 「生物多様性」についての区民の理解や関心

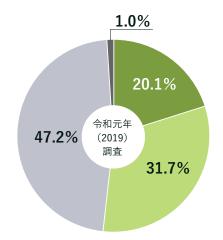
生物多様性の保全に取り組むには、だれもが 生物多様性についての理解や関心を持って行動 することが求められます。令和 4 年度に内閣府 が行った「生物多様性」に関する世論調査結果 では、「生物多様性」の言葉の認知度(「生物多 様性の言葉の意味を知っていた」の回答)が平 成 26 年度、令和元年度より高まっており、特 に千代田区では令和 4 年度に行った区民世論 調査で国より認知度が高いことがわかりました 「図 1-7」。

「生物多様性」を学ぶ機会は、COP10 以降、特に学校教育の中で増えてきており、若い世代には生物多様性への理解が浸透する傾向が見られますが、今後も私たち一人ひとりが人と自然との関係を見つめ直し、日々の生活が様々な生態系サービスによって支えられていることを理解し、生物多様性に配慮した行動へと転換していかなければなりません。

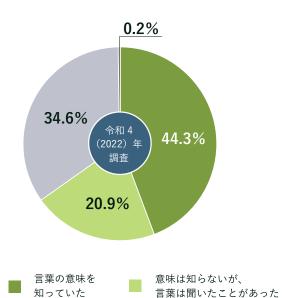
図 1-7 「生物多様性」の言葉の認知度…………

内閣府 世論調査





千代田区 世論調査

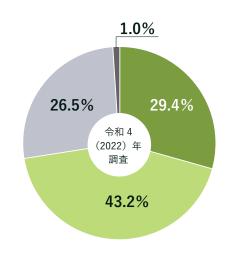


[出典・引用]

「第49回千代田区民世論調査」(令和5年2月)

内閣府「生物多様性に関する世論調査」令和4年7月調査

内閣府「環境問題に関する世論調査」令和元年8月調査、平成26年7月調査



聞いたこともなかった・ 知らなかった

無回答

③ 子どもたちの自然のふれあい方の変化

幼いころから自然にふれあうことは、子どもたちにとってとても大切な体験です。区内の身近な場所で自然を体験できる場や機会を充実させるとともに、生物多様性についての教育や普及啓発を引き続き積極的に行っていくことが必要です。

清水谷公園の改修などにより新たな親水の場が設けられるなど取組みが行われていますが、新型コロナウイルス(Covid-19)の感染拡大などにより、学校での体験学習などの自然とのふれあいの機会が減少もしくは接し方の変化がみられることから、時代に即したふれあい方が求められます。

4 さらなる参加・協働連携が求められる環境保全活動

アダプトプログラムなど環境保全活動へ参加する機会は維持されています。しかし、人材育成においては顕著な成果が見られておりません。在勤・在学者などの昼間人口が非常に多い千代田区では、在住者や行政だけでなく、事業者や学校などの協力や連携がとても大きな役割を担うため、主体間の協力・連携の場や機会を強化していくこと、また総合学習の場を活用するなどして人材育成をしてくことが必要です。さらに、区の独自の取組みである「ちよだ生物多様性大賞」などを通して、知る機会、関わる機会を積極的につくり、継続させていくことが必要です。



■ 花壇でのアダプト活動

4

章

⑤ 「生物多様性」に関する情報発信・情報共有の場

近年、民間事業者によって、小規模緑地の設置やヒートアイランド対策、省エネ、日射対策、 人の集まる空間づくり(緑や水辺、オープンスペースなど)を意識した取組みが活発化してき ているとともに、生物多様性への配慮なしでは事業活動が成り立たない時代にある中、事業者 自らが、もしくは協働によって、取組みをアピールすることが増えてきています。

さらに、これらの動きを後押しするには、取組みについての情報発信や、取組みに関心を持つ主体間の連携を促す情報の相互共有を図っていくことが重要です [図 1-8, 図 1-9, 図 1-10]。

図 1-8 区内の緑地の維持管理活動や生物多様性の保全活動に参加したことがあるか

Q 区内の緑地の維持管理活動や生物多様性 の保全活動に参加したことがあるか?

「活動の情報を知らない」の回答率が約 3/4 近くを占めています

[出典・引用] 令和4年度区政モニター結果

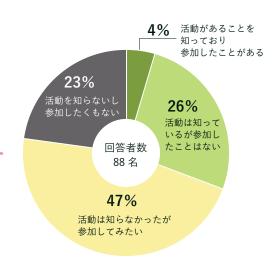
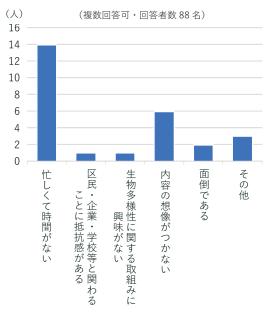
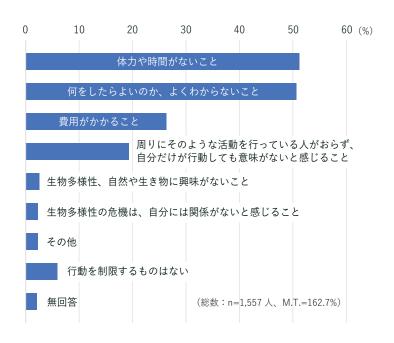


図 1-9 「生物多様性の取組やイベント」に 興味があるが参加しない理由



[出典・引用] 令和4年度区政モニター結果

図 1-10 (参考) 生物多様性保全活動を制限する要因 […]



[出典・引用] 内閣府「生物多様性に関する世論調査(令和4年7月調査)」

第

...3.3 生物多様性の保全にあたって区民に求められる責務

1 皇居の豊かな生態系を周辺区に広げ、つなげていく責務

江戸時代に城下の市民生活を支えたのは、背後に続く平野や江戸前に広がる海の豊かな生態系でした。時代が移った現代、急速に都市化の進んだ東京都心では、都市生活の便利さと引き替えに身近な自然は減少し、自然の恵みを実感できる機会がほとんど失われてしまいました。

千代田区には、皇居の豊かな自然を中心とした生態系が存在します。しかし、そのほかの区内にわずかに残された生きものの生息拠点は孤立し、水辺の生きものは外来生物によってその生息が脅かされているなど、その状況は決して看過できない状態です。一方で、近年では、再開発等に伴って、民間企業が企業緑地を新たに設置する動きが加速しており、皇居の自然環境と周辺緑地がつながるネットワークが形成されつつあります。小さな取組みであっても、身近な自然の減少をくい止め、新たに作り出し、育て、つなげることは、地域の生物多様性を考えるうえで最も大切な行動と言えます。

さらには、都心にありながら、豊かな生態系を持つ皇居の生物多様性を、区内のネットワークから周辺区に広げ、都市部全体の生物多様性の向上につなげていくことは千代田区に暮らす私たちの責務です。

② 自然共生社会を目指すうえでの在勤・在学者の責務

千代田区で働く人びとや、区内に多くある大学など教育機関での就学者を含めた昼間の人口は約90万人にのぼり、約6.6万人の在住者人口を大きく上回ります。つまり、千代田区の生物多様性を保全し、自然共生社会を実現していくためには、在勤・在学者、観光で訪れる人々など、区外からの来訪者のかかわり方が大きく影響を持つことになります。

このような社会的特徴を踏まえ、千代田区では、在住者だけでなく、在勤者・在学者・観光客などあらゆる主体が生物多様性に配慮した社会経済活動や消費行動を行うことを通して、地球規模での自然の恵みを将来にわたって受け継いでいくことが求められています。そのため、身近なところから自然の大切さを考え、生物多様性について互いに理解と協力を深め合いながら具体的に行動していくことが必要です。

章

編

③ 都市型生物多様性保全のモデルとして取り組む責務

都市は日々変化し、成長するものです。その変化が都市の活力であり発展していく姿と言えます。千代田区は、江戸開府から 400 年以上、日本の政治・経済・文化・情報の中心地として、常に変化し成長を続けてきました。今後もその役割を担うことが求められていますが、その成長の過程においては、古いものと新しいもの、すなわち、保全と成長を調和させた、成熟を目指したまちづくりを進めなければなりません。

先人のまちへの思いを大切にしながら、都市として常に更新や変化を続けていくことが、千 代田区の歴史や伝統を将来の世代に継承していくことにつながっていくのです。

豊かな自然の宝庫である皇居が中心に位置し、日本社会の中心として牽引役が求められる千代田区だからこそ、生物多様性を大切にした、自然と調和した都心のまちづくりを進めることが求められているのです。

第一章

基本的な考え方と目標

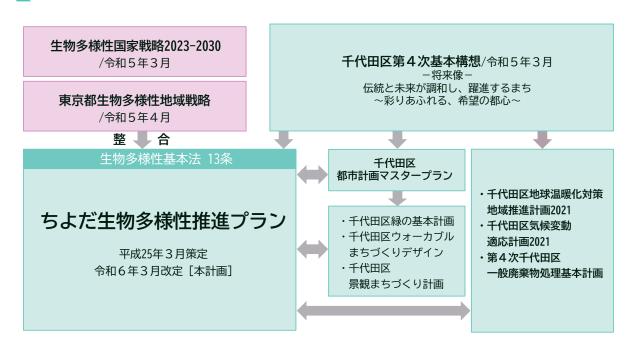


章

2.1 ちよだ生物多様性推進プランの位置付けと改定の方向性

推進プランは、生物多様性基本法に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用の観点に立った施策の方向性を示すものです。千代田区第 4 次基本構想の分野別計画として、他の部門における各種施策の生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る事項については、今後は推進プランの基本的考え方に沿って策定推進するものとします [図 2-1]。

図 2-1 千代田区における推進プランの位置づけ



改定にあたっては、千代田区の生物多様性の現状及び生物多様性を取り巻く国内外の動き、これまでの取組みの成果を踏まえ、2050年将来像、2030年目標、行動計画を定めました。特に千代田区は、世界の社会・経済をリードし、社会課題解決にも積極的に取り組む、さらには国内外への発信力・影響力のある企業が集結する都市です。企業の取組みや、そこで働く人・学ぶ人・観光で訪れる人も含めた区民の取組みの重要性に着目して新規の計画を入れ込んでいます。

2.2 对象区域

対象区域は行政区域である千代田区全域とします。ただし、対象区域外でも千代田区の生物 多様性を考えるうえで必要な事項については、周辺の区や東京都、国の機関などと協力・連携し、 地域の生物多様性向上の取組みを推進します。

2.3 計画期間

推進プランの計画期間を 2024 年度~ 2030 年度とします。

2.4 目標年

2050 年将来像(長期)

2030年目標(近い将来)

生物多様性の保全及び持続可能な利用に 関する国の基本計画である「生物多様性国 家戦略 2023-2030」では、中長期的な目標 年を 2050 年、短期的な目標年を 2030 年と しています。推進プランでは、このような 国や国際的な動きと歩調を合わせて目標年 を設定します。

推進プランでは、計画推進によって達成することを目指す千代田区の生物多様性の将来像を「2050年将来像」として掲げます。また、2050年将来像に向けた段階的な目標として、近い将来である「2030年目標」を設定します。

章

2.5 2050 年将来像

持続可能な自然共生の先進都市になっています

- ・豊かな生物多様性を活用した社会課題の解決
- ・持続可能なライフスタイル・社会経済活動の定着
- ・脱炭素社会の実現

2030 年、世界的なネイチャーポジティブが実現し、千代田区では、私たちの賢明な行動によって、生物多様性を損ねることなく、生物多様性の質が向上し、生物多様性の恵みを享受し続けられる緑と水辺の豊かな社会が形成され、都心環境の豊かな暮らし・活動を支えています。そして、2050 年、千代田区は、将来にわたって、世界をリードする産業経済都市として、また、日々、在住・在勤・在学の区民、観光客など、多くの人が集い、行き交う賑わいのある都市として発展し続けるとともに、これらのすべての人々に自然と共生する意識が根付き、「生物多様性」を基盤とした社会課題解決・ライフスタイル・社会経済活動・脱炭素社会が将来にわたり続いていく、レジリエントな自然共生先進都市となることを目指します。

章

第4章





章

編

2.6 2030年目標

千代田区ならではの ネイチャーポジティブを実現します

皇居を核とした生態系のつながりが区内外に広がり、 千代田区に集うすべての人が生物多様性を意識した持 続可能な行動を選択することで、都心環境の豊かな暮 らし・活動が支えられている

千代田区は世界を代表する企業が集積する日本の経済の中心地であり、千代田区の生物多様性保全、社会課題解決には企業が重要なステークホルダーとなっています。ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現のためには、行政や区民だけでなく、企業や千代田区で学ぶ人、観光客をはじめ千代田区を訪れるすべての人、一人ひとりの生物多様性の理解を促し、共通の目標に向かって取組みを進め、自然と共生しながら生きものと私たちが住みよい社会をどうつくり、自然を活かしてどう社会課題を解決していくか、私たちの行動を変革していく必要があります。

また、千代田区の生物多様性を保全し、回復させる取組みを進めるうえで、東京 23 区随一の豊かな自然を有する皇居は生物多様性の核となる重要な存在です。国や東京都、周辺区とも連携して、都市の緑の創出・再生によって皇居の豊かな自然環境を周辺地域に広げ、つなげることで、千代田区を含む周辺地域の生物多様性を向上させることができます。

そのため区は、生物多様性を推進するとともに、気候変動の加速による地球温暖化への対策やヒートアイランド現象の緩和をはじめ、災害対策、環境教育、観光振興、自然とのふれあいなど多様な機能を有する都市における緑地の創出を進めていきます。そして、それらの機能や生物多様性を十分に活かして、社会課題の解決や人々のWell-beingの向上などにつなげ、私たちの暮らす都心環境がより豊かになる状態、つまり、千代田区ならではのネイチャーポジティブの実現を目指します。

2.7 2050年エリア別の将来像

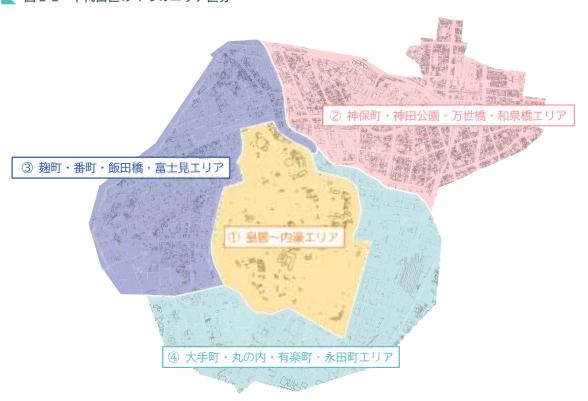
千代田区のまちづくりは、先人達より受け継いだまちの歴史や文化などを最大限に活かして 進められてきました。

その結果、千代田区は、歴史的遺構が残る「皇居~内濠エリア」をはじめ、教育機関が多く世界有数の電気街や古書店街として有名な「神保町・神田公園・万世橋・和泉橋エリア」、閑静な住宅街の佇まいの「麹町・番町・飯田橋・富士見エリア」、日本の中枢機能を担う官公庁や大手企業が集う「大手町・丸の内・有楽町・永田町エリア」から成り、「歴史性」や「多様性」あるいは「象徴性」を兼ね備えたまちとして発展を続けてきました。

今後は、変化し続けるまちの「新」と「旧」の調和を保ちながら、それぞれの地域が持つ記憶や物語に配慮して、生物多様性を向上させるまちづくりを進めることが大切です。そのため、建物の建替えや大規模開発などを行う際には、生物多様性の観点から在来種を活かした緑地(認証緑地等)や親水性の高い水辺空間の創出を行い、皇居を中心とした生態系ネットワークを区内外に広げるとともに、風水害などの災害対策、暑熱対策、まちの魅力向上、良好な景観形成など様々な社会課題解決に対し、レインガーデンなどのグリーンインフラを活用していきます。また、生物多様性に関する情報発信や生物多様性を活かした地域間交流により地域活性化を推進するなど区民や事業者など一人ひとりの生物多様性への意識や行動を高めることで自然共生社会の実現を図ってまいります。

こうしたことを踏まえ、2050 年将来像のもとに、区が施策を講じる地域を4つのエリアに区分した [図 2-2]、エリア別の生物多様性の将来像を描きます。

■ 図 2-2 千代田区の 4 つのエリア区分



料

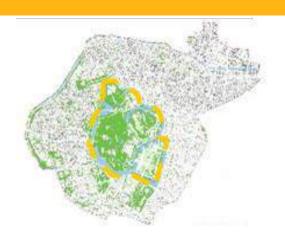
編

第

4

① 皇居~内濠エリアの将来像

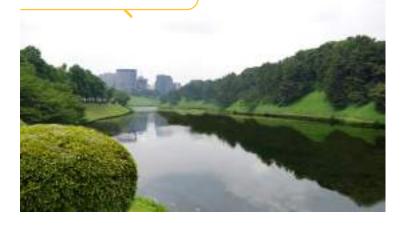
江戸城築城に由来する歴史的遺構を基盤として 豊かな生物多様性が引きつがれ、多様な生きもの が周辺のエリアに広がるとともに、より多くの人 びとが、豊かな自然に親しむ場として利用してい ます。



具体的な将来イメージ



生物多様性が豊かな内濠景観がよみがえっています。



- 国指定の特別史跡に指定されている江戸城や内濠は、歴史的遺産として地形、自然環境、景観を含めた形で引きつがれ、多様な生きものを育む豊かな自然環境が保たれています。
- 北の丸公園や皇居東御苑に残された良好な自然が広く知られ、在住者をはじめ、学校や環境保全団体などが、自然探勝や環境教育の場として利用しています。
- 皇居を中心とした生物多様性のつなが りを維持しながら周辺の緑地と一体の 緑として位置づけられています。
- ■豊かな自然環境が観光客にも認知され、自然を楽しむ観光が成り立っています。
- 内濠では、外来生物などの駆除と水質 浄化の成果により、多くの在来生物が 生息しています。
- 水辺の環境が改善され、様々な種類のトンボの生息地が周辺に広がるなど、水辺の多様な生きものの生息・生育地となっています。

章

第

神保町・神田公園・万世橋・和泉橋エリアの将来像

行政や教育機関、企業の連携によって、エリアに点在する公園・緑地のつながりが強化され、にぎわいあふれる街並みの中にまとまりのある生きものの生息拠点が多く形成されています。皇居から上野の森へと続く生態系のつながりが強化され、上野の森までを含めた生物多様性が保全されています。さらに、生物多様性に関する情報の発信・交流が活発に行われています。



具体的な将来イメージ







屋上・壁面の緑化など、 緑化の工夫がまち中に広 がっています。

- 日本橋川や神田川周辺を中心とした水辺や、まとまった規模の開発事業では、これまで以上に緑化が進み、皇居、駿河台、湯島、上野の森にかけての生きものの生息環境のネットワークが形成されています。
- 神田川、日本橋川の水質が改善され、河川は多様な生きものの生息 環境となっています。
- 日本橋川にかかる首都高速道路が 地下化され、水辺環境の改善が進 み、多様な生きものの生息拠点、 水辺とのふれあいによるにぎわい あふれる街になっています。
- 学校や公共施設に整備されたビオトープがトンボ類やチョウ類の生息拠点となっています。
- 地場産業を支える中小企業の生物 多様性保全への意識が高まり、古 くからある街並みに人びとに潤い を与える、生きものが豊かに暮ら す小さな緑地があちこちに誕生し ています。
- まちづくり協議会が活発に活動 し、生物多様性の視点を踏まえた まちづくりができています。

料編

第

4

③ 麹町・番町・飯田橋・富士見エリアの将来像

区割りの大きな街並みを活かして街なかの緑が 維持・創出されることにより、外濠や靖国神社な どの規模の大きな緑地との間で、多くの生きもの が行き交う生息環境のネットワークが形成されて います。



具体的な将来イメージ



生物多様性に配慮した 企業緑地がたくさん誕 生しています

豊かな草地が 残されています。

- 企業緑地や街路樹の整備などで、 皇居から赤坂御用地へと続く生き ものの生息環境のネットワークが 連結・強化されています。
- 生物多様性に配慮した緑地や水辺の整備・維持管理が進み、自然共生サイトなどの認証緑地が多く誕生しています。
- ビオトープ等の緑地や水辺を活用 して、観察・研究など環境教育が 積極的に行われています。
- 国指定の史跡「江戸城外濠跡」は、 地形、自然環境、景観を含めた形 で保存され、水生植物帯の創出な どにより水辺の生物多様性が高 まっています。
- 外濠の水質浄化がすすめられ、外 濠の水辺景観が回復するととも に、親水性が高い水辺空間が創出 されています。





4 章

第

大手町・丸の内・有楽町・永田町エリアの将来像

各省庁の本庁舎や企業の公開空地を中心に生物 多様性に配慮した緑地がつながり、皇居や日比谷 公園、国会前庭、日枝神社などとの間に生きもの の生息環境のネットワークが形成されているとと もに、生物多様性に関する情報の発信・交流が活 発に行われています。



具体的な将来イメージ



緑を活かした快適な空間と にぎわいのある街がつくら れています。



- ■企業努力によって大手町・丸の内地区には生物多様性に配慮した緑地の創出が進み、自然共生サイトなどの認証緑地が増えています。また、緑地整備のほか、生きものに配慮した街路樹が整備され、皇居から丸の内や銀座、日比谷、霞ヶ関にも生きものの生息環境のネットワークが形成されています。
- ■全ての官公庁の建物及び敷地の緑 化率が民間施設よりも高く、身近 な生きものの生息に適した緑化が 推進されています。また、生きも ののモニタリング調査が定期的に 行われ、生物多様性に配慮した順 応的な管理が行われています。
- 皇居からつながる公共緑地と民間 緑地が港区、中央区の生態系ネットワークと連結されています。
- 生物多様性豊かな公共緑地と民間 緑地、それをつなぐ街路樹や街な かの緑の魅力が来訪者に伝わり、 生物多様性を体感する観光利用や 快適な空間でくつろぐ人々の姿が 盛んに見られます。

第 第 章

2030 年目標達成に向けた戦略と行動計画



章

3.1 2030 年目標の達成に向けた戦略と達成 すべき状態および行動計画

2030年目標の達成に向けた戦略と達成すべき状態、そのための行動計画を以下のように定めます。

2050年将来像

持続可能な自然共生の先進都市になっています

に貢献しています。

2030年目標

千代田区ならではのネイチャーポジティブを実現します

皇居を核とした生態系のつながりが区内外に広がり、千代田区に集うすべての人が生物多様性を意識した持続可能な行動を選択することで、都心環境の豊かな暮らし・活動が支えられている

2030年目標 達成への戦略	2030年に 達成すべき状態	行動計画
【戦略 I】 皇居の緑を核と した生態系ネットワークの形 成・強化	 区内にとどまらない生態系ネットワークが多様な主体の連携により形成・強化されています。 区内の生きものと生態系の情報をあらゆる主体が協働で収集・蓄積し、共有して、活用しています。 	 生物多様性を効果的に保全し、新たな緑地・水辺を創出するための基礎となる情報整理と情報発信を行います。 生態系ネットワークの強化に寄与する緑地・水辺の創出、維持管理をあらゆる主体が推進します。 緑の基本計画に基づいて、緑地を保全します。 外来生物の侵入拡大を防ぎ、愛護動物を責任もって飼育します。 国や都、他自治体と連携し、河川・濠の水質の改善、良好な水辺環境の創出を図ります。 主体間の情報共有や生物多様性保全の取組みの連携を促進します。 生きものを観察できる場所を整備し、自然とのふれあいの機会を創出します。
【戦略Ⅱ】 自然共生社会を 意識した行動の 浸透	 生物多様性を守り育てる 行動が次世代に引き継が れています。 環境に負荷を与えるこ とが少ない消費行動が 根付いています。 	 多様な主体と連携した体験学習の充実や学校教育を通して自然と共生する心をはぐくみます。 ネイチャーポジティブに資する行動を皆で共有・評価し、その行動にあらゆる人が関わっていきます。 環境への負荷の軽減を意識した行動や事業活動を推進します。
【戦略Ⅲ】 自然を活かした 多様な社会課題 の解決	1. 自然環境が持つ多様な機能(生態系サービス)を活かした解決策(NbS)により、持続可能なまちがつくられています。	 自然の機能を活用した防災・減災・ヒートアイランド抑制に取り組みます。 生物多様性の恵みを活かした地域間交流により、区内外の地域活性化を促進します。 地方との連携による森林整備(カーボン・オフセット)事業と生物多様性に配慮した整備方法の両輪を軸とした方法に転換します。 生物多様性を活かした快適な都市づくりを進めます。
	2. 千代田区の取組事例がモ デルとなり他地域で広く 活用され SDGs の達成	1 ネイチャー・ポジティブ経営 (事業者による自然資本配慮型経営)を推進します。 2 生物多様性への影響緩和技術に関する情報や人材交流を図ります。

章

第

3.2 各主体の主な役割

[1] 千代田区の役割

- ネイチャーポジティブに向けた情報発信や行動の促進
- 生物多様性の視点を盛り込んだ施策の推進(まちづくり・グリーンインフラの取組み推進など)
- 生態系ネットワークに配慮したまちづくりの推進
- 生物多様性の向上に関する各主体の行動への支援
- 企業等のこれまでの取組みへのさらなる支援
- 関連する他自治体や国の機関への働きかけと協力

千代田区では、施策の推進にあたって、生物多様性の視点を盛り込むとともに生態系ネットワークを念頭に置き、自然環境情報等の科学的データや企業、地域の方々の意見を聞きながら都市の生物多様性に配慮したまちづくりを推進していきます。加えて、生物多様性を活かした災害対策・暑熱対策など、安全で安心な暮らしを守る取組み(グリーンインフラ)を積極的に推進します。また、各主体が役割に応じて行動し、相互に連携して取組みを推進するための支援を積極的に行うための仕組みを作ります。このほか、東京都など関連する他自治体や国の機関への働きかけと協力によって、区内外の生物多様性の向上を図ります。

[2] 「住み、働き、学び、訪れるすべての人」一人ひとりの役割

- 生態系から得られる恵みの認識
- 環境に配慮したライフスタイルや観光の選択
- 生物多様性の保全活動などへの参加
- 子どもたちへの自然の大切さの伝承







■ 自転車利用

■ 緑地の維持管理

■ 打ち水

区民には、日々の生活や活動が生態系からの様々な恵みによって支えられていることを認識して、生物多様性の理解を深め行動することが求められます。昼間人口が多く、国の行政機関の中枢や大企業が集中する千代田区では、在学・在勤者、観光客を含む区民一人ひとりの行動が区外の生物多様性にも影響を及ぼしています。特に消費者として、環境に配慮した商品、旬の食材や、減農薬など手間はかかっても環境負荷の低い農法で生産された食材の選択、食べ残しをしないなど、省資源・省エネルギーの生活などの環境に配慮したライフスタイルや都市の楽しみ方を積極的に取り入れる意識が求められます。また、地域で行われる生物多様性の保全活動に積極的に参加するとともに、地域住民として、あるいは保護者として、次の世代を担う子どもたちに日々の暮らしが生態系からの恵みによって支えられていることを伝えていくことが求められます。

4

章

第

「3〕 環境保全団体の役割

- 地域の自然教育と体験学習の機会の提供
- 地域の生物情報の収集や発信
- 環境保全に取り組む人材の育成



■ 自然観察会など自然教育の場の創出

環境保全団体には、各主体と相互に連携しながら、活動のリーダーとして地域の自然教育や生物多様性に関する体験学習の機会を広く提供し、活動を普及させていくことが求められます。 また、地域の生きものや環境に関する情報を積極的に収集・発信するとともに、環境保全について主体的に行動できる人材を育成することが期待されます。

「4] 事業者の役割

■ 事業地における生物多様性に配慮した取組み・生物多様性を活用した取組みの推進

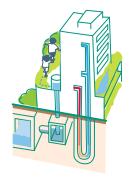
(原材料調達、脱炭素化、資源循環、グリーンインフラの推進など)

- 生物多様性に配慮した緑地・水辺の創出 及び自然共生サイトなどの緑地認証への 取組推進
- 区内だけでなく、地方の事業所やサプライチェーンにおける、生物多様性の保全と環境負荷低減、ネイチャーポジティブを目指した事業の推進

- 地域の生物多様性向上への貢献
- 社内外における普及啓発と社員教育の 実施



■ 屋上緑化



雨水の利用や 地中熱利用

事業者には、原材料やエネルギーなどの調達、商品やサービスの販売・提供など、あらゆる事業活動において生物多様性の視点が求められます。また、生きものの生息環境のネットワークも考慮しながら、保有している土地や工場・事業所の敷地での生物多様性の保全・回復・創出やその情報開示、行政や区民などと連携した環境保全活動の実施などにより、地域の生物多様性向上のみならず、区外の生物多様性向上に貢献することが期待されます。さらに、社内外における普及啓発と社員教育を実施し、生物多様性保全への意識と理解を深める取組みが求められます。あらゆる事業者が生物多様性保全の視点に立った行動をとることで、事業活動に使われる調達材料、エネルギー、人的資源の持続的な供給、活用ができること、また消費者から選ばれる企業となることなど様々なメリットを得られます。

3

章

第

[5] 大学・教育機関などの役割

- 生物多様性に関する教育と普及啓発
- 環境保全活動の積極的な推進
- 大学施設などを活用した区民への生物 多様性に関する教育と普及啓発



大学・教育機関などには、生物多様性に関する知見を広めるとともに環境保全活動を積極的に推進し、地域の生物多様性向上に貢献することが求められます。また、郊外の自然豊かな場所に保有する施設を活用し、行政などと連携して区民への教育と普及啓発を進めることも期待されます。

[6] 東京都の役割

- 都心部での生物多様性に配慮した施策 の推進
- 区や国と連携した生物多様性保全の取 組みの推進
- 区への技術的支援や情報提供
- 生物多様性に配慮した行動のルール づくり

東京都には、広域自治体として千代田区や国と連携した生物多様性保全のための積極的な取組みと技術的支援、情報提供などが求められます。東京都は、生物多様性地域戦略の位置づけを持つ「緑施策の新展開」を平成24(2012)年に策定し、令和5(2023)年に改定しました。また生態系ネットワークの強化を図るべく、令和4(2022)年には「東京都エコロジカルネットワークマップ」を公開しています。これらの動きに基づいて、都心部での生物多様性に配慮した緑の保全や創造、道路・河川などの緑化の推進が求められます。このほか日比谷公園をはじめ、都内の豊かな自然環境を活用した自然体験や環境教育を積極的に行うなど、多くの人びとが豊かな自然にふれあう場と機会を創出することが期待されます。

章

[7] 国の役割

- 国の施設などにおける生物多様性向上に 資する取組みの推進
- 区や都と連携した生物多様性保全の取組 みの推進
- 自然体験や環境教育の場の提供
- ■優れた自然環境の維持と再生
- 世界的動向、国、都道府県、地方自治体が果たすべき役割についての区民の理解 促進
- ネイチャーポジティブに貢献する取組 み・事業活動への経済的インセンティブ の検討
- 30by30 の達成に向けた、各自治体や取組主体の取組みを推進するための「日本版 OECM 制度の運用」「取組主体へのインセンティブの検討」「生態系ネットワークの見える化」等の制度・基盤情報の整備の面からのフォロー

国には、管轄する区内の施設などにおいて生物多様性向上に資する取組みを推進するとともに、区や都と連携した取組みが求められます。また、皇居東御苑、北の丸公園などを自然体験や環境教育の場として積極的に活用するなど、多くの人びとが豊かな自然にふれあう場と機会の創出が期待されます。このほか、皇居及びその周辺の優れた自然環境を維持するとともに、適切な樹林の管理、外来生物の駆除や生育環境の改善などによって自然環境の再生を進めることが期待されます。

第

3.3 行動計画

2030年目標を達成するために、行動計画に沿って各主体に求められる具体的な行動は以下のとおりです。千代田区が事業を実施するにあたっては、専門家や地域の方々の意見を聞きながら進めていきます。

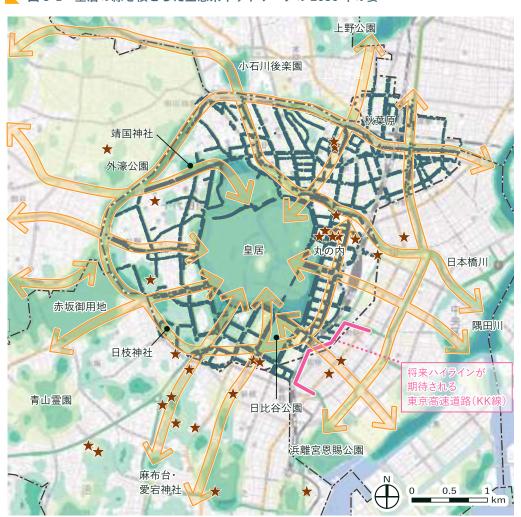
生物多様性の保全には「ここまでできれば満点」という明確な到達点はありません。千代田 区では、目標達成に向けて、だれもがあらゆる場面で生物多様性を意識して行動し続けるその プロセスを大切にしながら、具体的行動や働きかけを行っていきます。

戦略I

皇居の緑を核とした生態系ネットワークの形成・強化

戦略Ⅰは皇居の豊かな緑を核とした生態系ネットワークの形成・強化の戦略です。

図 3-1 皇居の緑を核とした生態系ネットワークの 2030 年の姿



周辺区の計画に示されている つなげたい緑地・既存の緑地等

 \star

認証緑地

(ABINC認証・SEGES認証・自然共生サイト・ 江戸のみどり登録緑地)

区内の区道・都道・国道の街路樹

図中の矢印は、水辺を含む主な緑地のつながりとその方向を示すものです。この矢印に沿って、今ある緑地の生物多様性の保全・回復を図り、 千代田区から周辺地域へと広く生物多様性を向上させていくことを目指します。

章

[2030年に達成すべき状態]

I-1 区内にとどまらない生態系ネットワークが多様な主体の連携により 形成・強化されています。

行動計画 1

新規 継続 強化

生物多様性を効果的に保全し、新たな緑地・水辺を創出するための基礎と なる情報整理と情報発信を行います。

● 生態系ネットワークの見える化【強化】

区内の生物多様性を高めるための方針(戦略)を検討するために地図情報を整備し、生態系ネッ トワークを見える化します。また、整備したデータについては一元管理し、生物多様性保全の 取組みを強化すべき場所を抽出します。また、生態系ネットワークを強化すべき場所を広く情 報提供し、緑地の創出、生物多様性に配慮した維持管理の推進を図ります。

〔担当部署〕 ・環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課 景観・都市計画課

東京都 玉

- ・東京都エコロジカルネットワークマッ・自然共生サイトへ認定された緑地・水 プの活用を推進します。
- ・生態系ネットワークを踏まえた周辺区 との生物多様性保全の取組みの連携を 促します。
- 辺へのインセンティブを検討し実行し ます。

状態 目標

■ 生態系ネットワークの現状及び強化すべき場所が常に情報共有され、更新されている。

3

第

行動計画 2

新規 継続 強化

生態系ネットワークの強化に寄与する緑地・水辺の創出、維持管理を あらゆる主体が推進します。

● 協働・連携による緑地や水辺の創出・維持管理の推進【強化】

区内施設、民有地、学校施設等において、企業・主体間連携による生物多様性に配慮した緑 地や水辺の創出・維持管理を推進します。推進にあたっては、区内優良事例・ガイドライン等 (在来種植栽や外来種対策等)を広く共有・普及させるとともに、その土地にあった緑地や水辺 づくりを助言するための専門家の派遣や商業地・商店街などの緑化手法の情報、関連する支援・ 助成制度の提供などにより、団体・個人、あらゆる主体の取組みをバックアップします。

● 参考となるガイドライン等

「植栽時における在来種選定ガイドライン」 「生物多様性に配慮したみどりの質の向上のための手引」 「千代田区景観まちづくり計画」「千代田区川沿いのまちづくりガイドライン」

- ・子ども部 子ども施設課 指導課
- ・環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課 景観·都市計画課

事業者

- ・上記ガイドラインや手引を活用し、生物 多様性に配慮した緑化・維持管理を継続 して行います。
- ・地域住民、商店街、中小企業、大学等あ らゆる主体との連携を図り、地域全体の 生物多様性の質を向上させる取組みや、 緑地の創出や維持管理において効果的な 取組みを進めます。
- ・生物多様性に配慮した緑地・水辺の創出 及び自然共生サイトなどの緑地認証への 取組みを推進します。

京都 玉

- ・生物多様性に配慮した緑化・維 持管理を行う土地に対して、認 証や助成を行い、啓発、支援を 進めます。
- ※例 東京都 在来種植栽登録制度 「江戸のみどり登録緑地」 等

状態 目標

- 認証緑地等(ABINC、SEGES、自然共生サイト、江戸のみどり登録緑地等)が2022 年より 10 か所増加している。2022 年の認証緑地箇所は12 箇所
- 緑被率が緑の基本計画で掲げる目標水準(2040年までに25%)に向けて増加している。 2018 年度緑被率は23.22%

ビオトープというと何を思い浮かべますか? チョウが来る庭園、それとも学校のトンボ池? でも、それだけではありません。

ビオトープは「生物の住む空間」という意味 の言葉です。日本では環境再生でつくり出した 空間を指すことが多く、市街地ではよく水辺環 境が再生されるため、ビオトープには水辺のイ メージがあります。しかし、生物が住む空間は 草の生えたプランターでも植木鉢でもつくり出 せるのです。規模の小さなビオトープでもつな がり合えば、広い生息空間があるのに近い状態 になります。

Column

池がなくてもビオトープ!

そのため、ビオトープをつくろうと思ったら、 周辺の環境との調和が重要です。



に飛来するクロアゲハ



■ 街なかにつくられた花壇 ■ ベランダでプランター栽培する シソの花に訪れた二ホンミツバチ

料編

第

Column

千代田区のような都市域では、生きものが生息・生育できる環境を守るだけでなく、新たにつくり出す取組みも重要です。区内では、都市公園や街路樹の他、屋上・壁面緑化などの緑を増やす取組みが進められています。

しかし、緑化には国内外の外来種が使われることが多く、外来種の中には繁殖力が旺盛で在来種の生育が脅かされるなど、生態系のバランスを崩し、悪影響を与える恐れがある種もあります。

外来種

■ トウネズミモチ



トウネズミモチは、大気汚染に強いことから公園や街路樹に植栽されていましたが、繁殖力が強く、成長が早いことから、在来種の生育を阻害したり、在来のネズミモチと交雑したりする恐れがあるなど、問題となっています。

トウネズミモチは、外来生物法で「要注意外来生物」に指定されています。

生物多様性をはぐくむ 在来種植栽のすすめ

植栽に在来種を活用することで、このような問題を回避し、さらに、周囲に生息する在来の鳥類や昆虫類を呼び戻す事例が増えています。周辺地域の自然との連続性に配慮して、在来種植栽を進めることは、在来の植物を増やすだけでなく、様々な動物の生息空間のネットワーク化に貢献し、まとまった緑地の少ない都市域の生物多様性の保全・向上に役立ちます。

在来種

■ 在来の樹木エノキの葉を食べて育つ ゴマダラチョウとその幼虫





ゴマダラチョウは、エノキ(在来種)に 産卵し、その幼虫はエノキの葉を食べて 育ちます。



■ 吸蜜のため ヤブツバキに 止まるメジロ

エサの少ない冬季に花を咲かせるヤブツ バキ(在来種)は、メジロの貴重な吸蜜 源です。



地域本来の生物多様性を向上させるため、植栽に在来種を選定する場合に参考となるよう、東京都は「在来種選定ガイドライン」(平成26年度)を作成しています。https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/green_biodiv/ns_guidelines.html

第 4 章

Column

高度に都市化の進んだ千代田区は、古くから商業目的などのために開発・利用されてきたことから、緑地として維持され続けている土地は限られています。また、新たに創出された緑地であっても、生きものの生息・生育に適した整備・管理が行われていないと、生物多様性を維持・向上する場としては十分に機能しないことがあります。

そこで有効なのが、緑地の認証制度です。認証制度では、緑地の生物多様性保全の機能を評価し、その機能を維持・向

自然共生サイト認定制度

生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する制度です。区域の面積規模は問わず、事業者、民間団体・個人、地方自治体による様々な取組みによって、生物多様性の保全が図られている区域が認定の対象となります。社寺林や屋敷林、企業敷地内の緑地、都市内の公園、建物の屋上の緑地など本来の目的に関わらず多様な場所が該当しえます。認定された区域のうち、国立公園や鳥獣保護区など既存の保護地域と重複する範囲を除いた区域は、30by30目標達成に資するOECM(Other Effective area-based Conservation Measures保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)として国際データベースに登録されます。

https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/kyousei/

ABINC 認証

一般社団法人いきもの共生事業推進協議会が 運用する、オフィスビルや集合住宅などの土 地利用における生物多様性に配慮した緑地づ くりや管理・利用などの取組みを認証する制 度です。自然と人との共生を企業活動におい て促進することを目的として、「生物多様性に 貢献する環境づくり」「生物多様性に配慮した 維持管理」「周囲の人々とのコミュニケーショ ン」「地域の希少種保全などその他の取組み」 の4つの項目について評価を行い、基準を満 たす緑地を認証します。

https://www3.abinc.or.jp/

都心の緑地と<u>水辺を豊かにするために</u>

私たちにできる認証制度

上する整備や管理が行われていることを 第三者が認証します。認証をうけた土地 の所有者は、その土地が地域の生物多様 性保全に貢献していることを広く示し、 そのような土地利用に対して社会的な評 価を得ることができるというメリットが あります。区内にも認証を受けた緑地は 多くあります。

江戸のみどり登録緑地制度

在来種を積極的に植栽し、生物多様性保全に取り組んでいる緑地を東京都が登録する制度です。1000 ㎡以上の敷地を有する民間建築物等の敷地内に位置し、樹木が植栽されている区域の面積が100 ㎡以上あること、在来種の樹木の面積割合及び種数が規定数以上であることが登録要件とされています。さらに、生きものの生息生育環境へ配慮した維持管理や施設(生きものの隠れ家など)を設置するなどの特に優れた緑地は「優良緑地」として登録されます。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/ nature/green/green_biodiv/edo_regist.html

SEGES 社会・環境貢献緑地評価システム

公益財団法人都市緑化機構が運用する「緑の認定」制度です。土地利用の永続性、緑地管理、緑地機能の発揮の3つの原理、および社会・環境への貢献のビジョンや先進性・独自性の視点から、企業等によって創出された良好な緑地と日頃の活動、取組みを評価し、社会・環境に貢献している、良好に維持されている緑地であることを認定します。

https://seges.jp/index.html



ホトリア広場 (自然共生サイト・ ABINC 認証緑地・ SEGES 認証緑地)

章

行動計画 3

新規 継続 強化

緑の基本計画に基づいて、緑地を保全します。

① 緑地の保全【継続】

大規模緑地だけでなく、生態系ネットワークの連結や強化のために重要な樹木や小さな緑地に対しても保全を図ります。

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 環境政策課 景観・都市計画課

活動団体 区民·事業者

- ・再開発や新たな緑地整備にあたって は、生態系ネットワークを意識した、 生物多様性に配慮した整備・維持管 理を行います。
- ・地域のアダプト活動などに積極的に 参加します。
- ・緑豊かなまちづくりを目指して、宅 地や花壇等の緑の充実を図ります。

教育機関など

・皇居及びその周辺に優れた自然環境を維持するとともに、適切な樹林の管理、生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物の駆除や生息環境の改善などによって自然環境の再生を進めます。

状態 目標

- 緑の基本計画の遂行を通して、ネイチャーポジティブを達成できるよう、民有地やオープンスペースの緑化を推進する。
- 緑の基本計画(目標値、目標年次2040 年):緑被率25%、身近な緑地の面積75ha 2018 年度緑被率は23.22%、身近な緑地の面積は50ha

3

音

行動計画 4

新規 継続 強化

外来生物の侵入拡大を防ぎ、愛護動物を責任もって飼育します。

● 外来生物への対策【継続】

区内で確認されている特定外来生物や在来 生物の生息・生育を脅かす外来生物の放逐禁 止を周知徹底するとともに、公衆衛生上問題 となる生物に対応します。周知徹底にあたっ ては、市民参加型による外来種情報の蓄積と 理解の促進を図ります。また、オオクチバス などの特定外来生物、ミシシッピアカミミガ メなどの条件付き特定外来生物の駆除および 人獣共通感染症などの健康問題について関係 機関と連携して取り組みます。

〔担当部署〕

- ·保健福祉部 地域保健課 生活衛生課
- ・環境まちづくり部 環境政策課

② 飼い主のいない猫の不妊去勢手術の 推進【継続】

動物愛護団体等と連携をして愛護動物の終生飼養や適正飼養を啓発します。また、公園などの区内の緑地に棲みつき増えたことで在来生物の生息・生育にも影響を及ぼすネコへの去勢・不妊手術助成を継続します。

〔担当部署〕

· 保健福祉部 地域保健課

区足

- ・庭の整備や維持管理にあたって は、積極的に在来種を用いるよう にするとともに、園芸植物の逸出 を防ぐ工夫をします。
- ・愛護動物を適正に飼養し、野外に 遺棄しません。

業者

- ・維持管理者・緑地整備に関わる事業者は緑地・水辺整備にあたっては、原則的に在来種を用いた緑化を行います。
- ・ペット事業者は、区民に適正飼養 を促します。

東京都・国

・特定外来生物や生物多様性に影響 を及ぼす外来生物の駆除を進めま す。

状態 目標

■ 特定外来生物(条件付きを含む)の確認箇所が令和4 年度自然環境調査で確認された調査 地点数から減少している。

4 章

行動計画 5

新規 継続 強化

国や都、他自治体と連携し、河川・濠の水質の改善、良好な水辺環境の創出 を図ります。

神田川・日本橋川・内濠・外濠の水質・水環境改善【継続】

水質調査による水辺の健全性の状況把握を継続するとともに、環境省(内濠)、東京都(外濠及び神田川・日本橋川)、その他関係自治体などとも連携し、汚水流入抑制や水質浄化など、河川・濠の水質改善に向けた取組みや働きかけを継続します。

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 環境政策課

② 河川・水辺の生きものモニタリング 調査の実施【新規】

水質・水環境改善の効果を検証し、順応的な管理を行っていくために、河川・水辺の指標となる生きものを設定し、生きものモニタリング調査を行います。

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 環境政策課

区民・事業者

・排水の汚染を減らします(油汚れ を直接流さない、洗剤の使用量を 減らす)。

玉

・アオコの大量発生を防止するため に濠水浄化施設の運用見直しや改 修を進めるとともに、新たな浄化 施設の整備を検討します。

東京都

- ・下水道対策により、降雨時における内濠、外濠への下水道からの越流水の流入を防止します。
- ・外濠浄化プロジェクトを推進しま す。
- ・日本橋川や神田川の河床のヘドロ を除去するなどして、水質を浄化 します。

状態 目標

- お濠のアオコが大量発生しなくなっている。
- 河川・水辺の生物相が豊かになっている。

4

章

Column

三井住友海上駿河台ビルは、昭和 62 年の竣工当初から土壌の深さが 1m を超える大規模な屋上庭園を備えています。駿河台ビル・駿河台新館周辺の緑地とあわせて「駿河台緑地」と呼んでいます。緑化率は 40%を超え、平成 24 年からの改修で、生物多様性に配慮した緑地へと進化しました。

駿河台緑地は皇居と上野公園の中間に位置します。まとまった緑が少なかったこの地域で、在来種を中心に植栽し薬剤を使わない管理をすることで、豊かな2つの緑を野鳥が行き来できる緑の拠点となることを目指しました。これをエコロジカルネットワークの形成と考え、誘致したい野鳥が好む樹種を植えるなど、改修時には1本1ずつ樹種を選定しました。

千代田区という都心で生物多様性を感じていただける場所として、屋上菜園を近隣在住在勤の方にお貸ししたり、毎月第3水曜日の朝にどなたでも参加できるバードウォッチングを行ったり、年に数回子どもや大人向けのイベントを行ったり、敷地内に併設する環境情報発信施設のECOM駿河台で展示を行ったりもしています。

駿河台緑地内には野鳥を記録するための自動撮影モニタリングカメラを5ヵ所に設置しています。この記録と毎月のバードウォッチングで観察できた野鳥の記録をもとに、駿河台緑地が野鳥の移動に寄与するエコロジカルネットワークとして機能しているかどうかを分析しました。



■ 駿河台生きも のさがし自然 塾

執筆協力:三井住友海上火災保険株式会社 経営企画部 SX 推進チーム

三井住友海上駿河台緑地のエコロジカル ネットワーク形成の取組み



分析はモニタリングカメラのデータ分析もお願いしている法政大学人間環境学部の高田雅之教授に依頼し、報告書にまとめていただきました。この報告では、野鳥の観察記録と空間的位置関係から、エコロジカルネットワークとしての機能評価が試みられています。報告のまとめには「皇居等の基幹的緑地と比較しても駿河台緑地は観察種数が多い」、また「基幹的緑地を含む一体地域内において重要な結節点としての役割を果たしていることが裏付けられた」とあり、これまでの取組みの成果が確認できました。

駿河台緑地は令和5年10月に環境省の 自然共生サイトに認定されました。千代田 区はこのような自然共生サイト等の認証緑 地を増やす取組みを推進していきます。



■ 野鳥が利用していると見込まれる主要な緑の回廊網

[図引用] 「三井住友海上駿河台ビル・新館周辺緑地のエコロジカルネットワーク評価報告書」, 2023, 法政大学高田雅之





詳しくは駿河台緑地の紹介 ページをご覧ください

4 章 [2030年に達成すべき状態]

I − 2 区内の生きものと生態系の情報をあらゆる主体が協働で収集・蓄積し、 共有して、活用しています。

行動計画 1

新規 継続 強化

主体間の情報共有や生物多様性保全の取組みの連携を促進します。

● 区民参加型モニタリング調査「千代田区生きものさがし」の継続実施及び情報の活用【継続】

これまで継続的に実施されてきている「千代田区生きものさがし」では、自然環境情報の蓄積とともに生きものや区内の生物多様性に対する区民の意識向上が図られてきました。引き続き実施し、I-1行動計画 1 にて蓄積された生きもの情報をデータベース化・共有することで、今後、生態系ネットワークを意識した主体間連携による保全活動へつなげます。

〔担当部署〕 ・環境まちづくり部 環境政策課

活動団体 区民·事業者

- ・区内の自然環境情報に興味を持ち、 情報提供に積極的に参加します。
- ・自然環境情報を活用して、生態系ネットワークの強化、生物多様性の質の 向上に資する保全活動を行います。

教育機関など

・自然環境情報を学校教育の中で、 「千代田区生きものさがし」に積 極的に参加、活用し、子どもたち の区内の生物多様性への関心を高 めます。

東京都・国

- ・自然環境情報により、都市の生物多様性の向上を図るための必要な支援を行います。
- ・保全や駆除対策が必要と考えられる自然環境情報がある場合には、区に積極的に働きかけるとともに、専門家派遣や対策強化など必要な措置を講じます。

状態 目標

- ■「千代田区生きものさがし」参加者数及び発見報告数が2020 年より2 倍に増加している。
- ■「千代田区生きものさがし」の結果について毎年情報共有され、更新されている。

千代田区内に生息・生育する生きものの 現状確認と区民の生物多様性を高めること を目的として、2014(平成 26)年から毎年、 継続して実施しています。区民・在勤・在学・ 来訪者など、どなたでも参加できます。生 きものさがしの結果は、区のホームページ で公表されており、例年多くの情報が寄せ られています。今後、これらの情報を蓄積、 情報公開し、区民のみなさんも取り組める 生態系ネットワークの強化や希少種・外来 種対策に活用していきます。

Column

区民参加型モニタリング調査「千代田区生きものさがし」



■ 左:2023 年春編・夏編の案内 右:2023 年春編の結果:発見マップ

音

第

章

3

章

行動計画 2

新規 継続 強化

生きものを観察できる場所を整備し、自然とのふれあいの機会を創出します。

● 生きものを観察できる場所の整備・生きもの案内板設置【継続】

緑地や公園、水辺などで生きものを観察できる場所を順次整備していきます。また身近な自然を紹介する案内板を設置していきます。案内板は千代田区らしさを伝える内容とし、多言語化も推進します。区のホームページで自然観察に関する情報を提供するとともに、民間団体や企業に対して自然環境情報の積極的な情報提供を促します。

〔担当部署〕 ・環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課

区民

・自宅の庭先やベランダでプラン ター緑化などを行い生きものを身 近に感じられる環境を作ります。

事業

・公開空地や企業緑地の一般公開 や、身近な自然を紹介する案内板 の設置など、利用者に身近な自然 を紹介し、生物多様性の大切さを 伝えます。

活動団体

・観察会や生物多様性に関するイベントを他主体との連携などを含めて実施し、区内への訪問者を含めて生きものや自然の魅力を広く伝えます。

公育機関など

- ・キャンパスの自然環境などを活用 し、自然観察の場の整備や案内板 設置、学習イベントなどを積極的 に行います。
- ・教育を通して、自宅や身近な環境 でできる小さな緑化(プランター 緑化やグリーンカーテンなど)を 促し、生きものを身近に感じられ る環境づくりを推進します。

状態 目標

■ 企業緑地及び公共緑地で解説看板が設置され、自然観察イベントが定期的に開催されている。

章

戦略Ⅱ

自然共生社会を意識した行動の浸透

戦略Ⅱは生物多様性を意識したライフスタイルへの転換に向けた私たちの行動変革を促す戦略です。

[2030年に達成すべき状態]

Ⅱ-1 生物多様性を守り育てる行動が次世代に引き継がれています。

行動計画1

新規 継続 強化

多様な主体と連携した体験学習の充実や学校教育を通して自然と 共生する心をはぐくみます。

● 生物多様性の普及啓発【継続】

事業者や環境保全団体、大学などと連携し 観察会やシンポジウムなどの普及啓発に関す るイベントを積極的に開催します。また、イ ベントなどの情報発信を強化するとともに、 区民や事業者に向けて日常生活や事業活動で 行える生物多様性の保全につながる取組みや 事例などの紹介や生態系サービスの持続可能 な利用を普及啓発していきます。

〔担当部署〕 ・環境まちづくり部 環境政策課

② ESD (持続可能な開発の教育) の推進 【新規】

学校教育において、自然と共生する社会・ 持続可能な社会等をテーマとした学習を推進 します。

〔<mark>担当部署</mark>〕・子ども部 指導課

・環境まちづくり部 環境政策課

❸ 体験学習の充実【継続】

小中学校、幼稚園、保育園・こども園など において、校外学習などを通して、自然にふ れあう機会を充実し、生きものを大切にする 心を育成します。

〔担当部署〕・子ども部 指導課

・環境まちづくり部 環境政策課

N E

・観察会や生物多様性に関するイベントに積極的に参加し、生物多様性の大切さを理解するとともに、日常生活における生物多様性との関わりを意識し、自然共生社会の実現に向けて行動します。

環境保全団体

・観察会や生物多様性に関するイベントを実施し、生きものや自然の 魅力を広く伝えます。

事業者

・公開空地や企業緑地を活用し、観察会や生物多様性に関するイベントを積極的に開催します。

教育機関など

- ・小中学校、幼稚園、保育園・こども園などにおいて、校外学習などを通して、自然に ふれあう機会を充実させ、生きものを大切にする心、生物多様性の恵みを持続可能に 利用していく心を育成します。
- ・自然と共生する社会、持続可能な社会を意 識した学習の機会を提供します。
- ・キャンパスの自然環境などを活用し、区民 への環境教育や学習イベントなどを積極的 に行い、区民が野外で身近な自然にふれあ う場と生物多様性の重要性について学ぶ機 会を増やします。
- ・次世代の若者を含む多様な主体が参加する 議論の場を設けます。

状態 目標

- 教育機関、事業者などの主体間連携による生物多様性に関する体験学習・出張授業、情報提供等が 行われている。
- ■「生物多様性」の言葉の認知度を区政モニターアンケート、区民世論調査において向上させる。

章

行動計画 2

新規 継続 強化

ネイチャーポジティブに資する行動を皆で共有・評価し、その行動にあらゆる人が関わっていきます。

● 生物多様性表彰制度の継続実施【継続】

生物多様性に配慮した取組み・行動も含めて、区民・企業・学校など多様な主体の優良事例を表彰します。また取組みを幅広く周知させ、多様な主体が取り組みやすいメニューの共有や表彰団体の活動の更なる活性化を図ります。

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 環境政策課

区民・活動団な

- ・区や企業・学校などが発信する情報や表彰制度を通じて、区内の生物多様性が保全されている場所を知り、その保全活動に関わることで、地域の生物多様性保全の向上に貢献します。
- ・ 表彰制度に積極的に応募し、取組 みのアイデアを広く共有します。

事業

・事業活動に関係する様々な主体と 連携し、区内外の地域社会に貢献 する生物多様性の保全・持続的活 用に積極的に取り組みます。

教育機関な

・表彰制度への参加を積極的に推進します。

状態 目標

■ 表彰制度への応募件数が2020年より多くの主体参加している。

生物多様性に関して、優れた活動、今後の発展が期待される活動を表彰し、応援する千代田区独自の制度で、平成28年度に都内ではじめて創設されたユニークな取組みです。家庭での身近な取組みや学校、グループ、事業者などに保全活動に積極的に取り組んでもらうことが目的で、ちよだの生きものたちの魅力を改めて感じることができます。

■対象となる活動の種類

対象となる活動	活動例
生物多様性の保全に関する 活動	アダプトシステムへの参加、在来種によ る緑地づくり、ツバメの巣の見守り等
生きもののネットワーク づくりに関する活動	鳥が休める場所づくり、生きものが住み やすい場所づくり、小さい空き地を活か した緑化等
生物多様性の普及啓発に 関する活動	セミ羽化観察会への参加、生物多様性の 普及グッズの制作等
上記の他、特徴のある活動	生きもの情報の蓄積や発信

Column

「ちよだ生物多様性大賞」



● 令和4年度受賞 標本づくりや比較を行った 「千代田区と東京近郊の昆虫生息調査」



■ 令和 4 年度受賞者の皆さんと審査員

章

[2030年に達成すべき状態]

環境に負荷を与えない消費行動が根付いています。 $\Pi - 2$

行動計画1

新規 継続 強化

環境への負荷を意識した行動や事業活動を推進します。

● エコロジカル・フットプリントの見える化【新規】

区民が消費する製品ができるまでの過程で起こる環境負荷などを数値化し、環境負荷の少な い消費を選択する行動を促します。エコロジカル・フットプリント(私たちが地球環境に与え ている「負荷」の大きさを測る指標)の見える化は関係団体と連携して実施、情報提供します。

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 環境政策課

2 区有施設における建材の国産材化および学校におけるグリーン購入・国産材什器導入の促進【新規】

区有施設の建て替えや新築時において、協定を結ぶ地方公共団体での森林整備事業で生産さ れる木材や多摩産材を建材として使用することに努めていきます。また、学校で使用する製品 はグリーン購入の認証を受けた製品を積極的に導入するとともに、協定自治体産の木材や多摩 産材を使用した什器・備品についても可能な限り導入を図ります。

〔担当部署〕

・子ども部 子ども施設課 学務課 ・環境まちづくり部 環境政策課 ・政策経営部 施設経営課

3 食品ロス削減の推進【新規】

区民・事業者・区が一体となって食品ロス削減に取り組み、新しい「食品を無駄にしない」 事業活動、生活様式を経済・文化として発信することにより、持続可能な社会を支える「循環 型社会」の確立に貢献していきます。また、そのことを通じて、温室効果ガスの削減、地球環 境危機への対応を進めます。

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 千代田清掃事務所

区民

X

・環境負荷の少ない製品 や行動を積極的に選択 します。

- ・土地の利用の仕方、原材料調達、サプライチェー ンなど事業活動に関わりのあるすべてにおいて、 環境負荷の少ない事業活動(脱プラ、温室効果ガ
- ・国産材を使った什器や グリーン購入、FSC 認 証などを受けた商品を 公共施設に導入します。
- ス排出抑制などを含む)に転換します。 ・消費者に環境負荷の少ない製品を提供します(グ リーン購入、FSC 認証や MSC・ASC 認証、地産 地消など)。
- ・食品残渣の減量や再資源化に取り組みます。

状態 目標

■ 自然環境に配慮した商品 (認証マークのある商品など)への選択意識を区政モニターアン ケートにおいて向上させる。

章

Column

私たちの暮らしは、自然からもたらされる様々な生態系サービスを利用して成り立っています。たとえば、木材を使って家を建てる、飲み水を得る、田畑で生産された農産物を食べる、などは、人間が自ら作り出す資源ではなく、自然が作り出す資源を利用しています。一方で、私たちは、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスを多く排出する、水産資源を過剰に利用する、など地球環境に負の影響を与える行動も行っています。

エコロジカル・フットプリントとは、「私たちが消費する資源を生産したり、社会経済活動から発生する CO2 を吸収したりするのに必要な生態系サービスの需要量を地球の面積で表した指標」(「環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書 平成 30年版」環境省)のことです。

千代田区では、「ちよだ生物多様性推進プラン」の 2030 年目標として、「ネイチャーポジティブの実現」を掲げました。「ネイチャーポジティブ」とは、「生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること」です。

私たちの暮らしは地球何個分の生態 系サービスで成り立っている?

"エコロジカル・フットプリント"でわかること

地球が生産できる力



人間が消費・廃棄する量



エコロジカル・フットプリント: わたしたちが地球何個分の暮らし をしているかを数値で表したもの

一方で、私たちの暮らす千代田区のある 東京都は一人当たりのフットプリントが 国内では最も高い値となっています。私た ちが、地球のもたらす生態系サービスの 量を超えない範囲で暮らしていくことで、 持続可能な社会を作っていくことができ るのです。

章

戦略Ⅲ

自然を活かした多様な社会課題の解決

戦略Ⅲは、千代田区ならではのよりグローバルな視点で、あらゆる主体による生物多様性を活用した取組を推進する戦略です。

[2030年に達成すべき状態]

Ⅲ - 1 自然環境が持つ多様な機能(生態系サービス)を活かした解決策 (NbS)により持続可能なまちがつくられています。

行動計画1

新規 継続 強化

自然の機能を活用した防災・減災・ヒートアイランド抑制に取り組みます。

① 公共施設における雨水貯留(雨庭)の導入【新規】

土壌に雨水浸透ができる施設を引き続き導入し、 大雨やゲリラ豪雨の際の道路の水のあふれかえりや 河川の増水を抑制します。

〔担当部署〕

- ・環境まちづくり部 道路公園課
- · 政策経営部 施設経営課

2 屋上緑化や壁面緑化、街路樹による日射対策【新規】

「ヒートアイランド対策助成」を活用し、屋上緑化 および壁面緑化を促進します。また、緑化や街路樹 植栽にあたっては、その土地の実情を踏まえながら、 日射対策に効果的な植栽をしていきます。

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 環境政策課 道路公園課

3 NbS にかかる取組みについての情報発信【新規】

自然を活用した解決策(NbS)の事例などの情報 提供を行い、あらゆる主体での導入を推進します。 また、防災・減災、ヒートアイランド対策が与える 生物多様性への良い影響について情報発信します。

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 環境政策課

事業老

- ・雨水浸透機能のある施設整備を積極的に導入します。
- ・緑のカーテンや屋上緑化、壁面緑化を積極的に導入し、施設内の気温上昇を抑えるとと もに、公開空地等には緑陰効果のある植物(在来種)を植栽して路面の温度上昇を抑制 します。

状態 目標

■ 公共工事、再開発にあたって、グリーンインフラの考え方に基づく計画が盛り込まれ 実行されている。

章





※底は土壌となっており、周囲からの雨水を浸透させて植物が生育します。

------│ 三井住友海上駿河台新館前のレインガーデン

都市の水害を緩和し生きものをはぐくむ雨庭(レインガーデン)

Column

雨庭は、自然の雨水浸透の機能を活かした減災の設備で、日本では古来より使われてきました。雨庭の雨水浸透の仕組みは大変簡単で、いわゆる土壌に雨水が浸み込むことを活用したグリーンインフラの一つです。都市においては、道路や歩道の植栽をはじめとした緑地帯が水害を緩和する都市機能の一つとなっています。

行動計画 2

新規 継続 強化

生物多様性の恵みを活かした地域間交流により、区内外の地域活性化を 促進します。

① 交流都市・流域内における森林里山整備・体験の推進【新規】

生物多様性への理解促進、交流の促進、交流都市や流域内の森林里山整備に参加する機会を 提供し、地域の活性化を促進します。

〔担当部署〕 · 地域振興部 商工観光課 · 環境まちづくり部 環境政策課

🝳 学校や公共施設・事業所等での都内や交流都市の農林水産資源の活用普及・情報発信【新規】

生物多様性の恵みの一つである農林水産資源を区内で積極的に利用し、農林水産業の持続化・ 活性化を図ります。また、多摩産材や東京野菜、交流都市などの農林水産資源の情報について 発信します。

〔担当部署〕・子ども部 指導課 ・地域振興部 商工観光課 ・環境まちづくり部 環境政策課

3 区内の豊かな生物多様性を活かした観光の推進【新規】

皇居の生態系、親水機能を持つ水辺など、訪れる人に潤いをもたらす千代田区の自然を体感する観光を観光協会等と連携して推進します(エコツアーの推進)。また、歩いて楽しめる、自転車で楽しめる区内観光や、公共交通機関の積極的利用による二酸化炭素排出量削減を図った持続可能な観光を推進します。

〔<mark>担当部署</mark>〕・地域振興部 商工観光課 ・環境まちづくり部 環境政策課

訪区 問 者・

・都内や交流都市の農林水産資源を 積極的に利用します。

手業者

・都内や交流都市の農林水産資源の商 品開発や情報提供(宣伝)を積極的 に行います。

状態 目標

■ 連携自治体等との人材交流事業が活発になるとともに、その自治体等の農林水産資源 活用が進んでいる。

4

章

行動計画 3

新規 継続 強化

地方との連携による森林整備(カーボン・オフセット)事業と生物 多様性に配慮した整備方法の両輪を軸とした方法に転換します。

① 森林整備事業の他地方自治体との協定拡大【新規】

カーボン・オフセットを目的とした森林整備だけでなく、生物多様性の視点を盛り込んだ整備方法も導入するとともに、地方自治体との森林整備協定の拡大を図ります。

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 環境政策課

② 交流都市・流域内における森林里山 整備・体験の推進

(Ⅲ-1行動計画2再掲)【新規】

〔担当部署〕

- · 地域振興部 商工観光課
- ・環境まちづくり部 環境政策課

区民・事業

- ・区が取り組む森林整備事業に積極 的に参加します。
- ・事業者が持つ社有林や緑地においても生物多様性に配慮した整備方法へと転換します。

協定を結ぶ地方自治体

- ・カーボン・オフセットと生物多様 性の質の向上の両輪を軸とした森 林整備を進めます。
- ・国産材の利用促進を図り、間伐等 による健全な森づくりを進めます。
- ・区民との交流の機会を提供します。

状態 目標

■ 地方自治体等との協定において生物多様性に配慮した森林整備が行われている。

千代田区では 2012 (平成 24) 年度から、 地球環境を守り脱炭素社会の実現を図るため、地方都市と連携・協力して生物多様性 に配慮した森林整備事業を行っています。

区では秋田県五城目町、群馬県嬬恋村、 岐阜県高山市等と連携し、森林整備を実施 しています。

また、嬬恋村との共催事業として森林保全を図り、森林の役割や大切さを学ぶことを目的とした「ちよだ・つま恋の森づくり」植樹ツアーを平成24年度から実施しています。令和2年度からは新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止になりましたが、令和4年度に3年ぶりに開催し、令和5年度で10回目の開催となりました。

Column

「千代田区の森林整備事業」 「生物多様性に配慮した森林整備」





■ 植樹ツアーの様子

<地方との連携による森林整備 (カーボン・オフセット)事業>

https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/kankyo/ondanka/carbon-offset/index.html

章

行動計画 4

新規 継続 強化

生物多様性を活かした快適な都市づくりを進めます。

● 千代田区ウォーカブルまちづくりデザインへの 生物多様性の視点の積極的な導入【新規】

千代田区が進める「ウォーカブルまちづくりデザイン」に生物多様性の視点を積極的に導入し、自然とふれあえる場を提供するようなまちづくりを多様な主体と連携して進めます。

■ 道路を歩道と一体的に活用 緑があふれ、ひとがリフレッシュできる空間づくり

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 環境政策課 景観・都市計画課

事区 業 者・

- ・住民参加の機会に積極的に参加して、提案や意見を発信します。
- ・だれもが暮らしやすい環境づくりを目指して自治会や町会の活動に参加し、活動します。

状態 目標

■ 協働によるまちづくり活性化の取組みに生物多様性の視点が導入され、推進されている。

[2030年に達成すべき状態]

Ⅲ-2 千代田区の取組事例がモデルとなり他地域で広く活用されSDGsの 達成に貢献しています。

行動計画 1

新規 継続 強化

ネイチャー・ポジティブ経営(事業者による自然資本配慮型経営) を推進します

● 事業活動の情報発信・情報交流【新規】

企業及びそのサプライチェーン、バリューチェーンを含めた生物多様性保全、資源調達や資源循環、 脱炭素化等の取組みを情報発信(区広報紙やホームページ等)することで、企業に投資を呼び込む好循環を作ります。

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 環境政策課

事業者

・事業者の取組みを事業者自らが積極的に発信するとともに、区が行う情報発信へ 協力します。

状態 目標

■ 区内の企業でその経営方針にネイチャーポジティブ経営に関連する方針が取り込まれている。

章

行動計画 2

新規 継続 強化

生物多様性への影響緩和技術に関する情報や人材交流を図ります。

● 区内企業等による事業活動における生物多様性への影響低減に資する 技術の情報や人材交流の推進【新規】

自然を活かした社会課題解決につながる取組みや 技術・研究を情報発信するとともに、人材交流の取 組みを推進します。

〔担当部署〕

・環境まちづくり部 環境政策課

事業者

- ・区が行う情報発信へ協力します。
- ・区内企業との勉強会の開催や人材 交流により、社会課題解決の情報 共有に取り組みます。
- ・区内教育機関での出前授業等を行い、事業者の取組みや技術に関する情報発信に努めます。

・環境緩和技術の積極的な導入など により、技術の向上に寄与します。

状態 目標

■ 事業活動における生物多様性への影響低減に資する技術の情報交換の場が定期的に行われている。

·活動団

Column

ネイチャーポジティブ経営

「ネイチャーポジティブ経営」とは、企業活動を通じて、自然環境への悪影響を回避し、さらに生態系サービスを強化し、持続可能な社会の実現に貢献する経営のことです。具体的な取組み例としては、生物多様

性に配慮した緑地の創出や再生可能エネルギーの導入、環境に負荷をかけない資源調達や資源循環 (3R など) があり、大企業・中小企業のすべての事業者が取り組むことができます。

第 4 章

推進体制と進行管理



4 章

4.1 推進体制

[1] 各主体の連携による推進

推進プランの目標は行政の力だけでは達成できません。千代田区とともに、千代田区で生活・活動する区民、環境保全団体、事業者、大学・教育機関などのあらゆる主体が一丸となって、第3章の「3.3 具体的な行動」に示した事項に取り組むことで、推進プランを推進していきます。また、様々な団体とのネットワークを活用し、活動状況の報告や情報共有を行っていきます。

[2] 区の推進体制

- ①生物多様性に係わる部署が連携し、各種施策に取り組みます。
- ② 各担当部署は、推進プランの 2030 年目標達成に向け事業計画を作成し、実行していきます。

「3] 関係機関との協力・推進体制

国や都、近隣区との連携を強化し、各種施策に取り組みます。

4.2 進行管理

- ①計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のプロセスを順に実施します。
- ② 全庁的に取組みを推進しながら、生物多様性推進会議(外部委員で構成する会議体)と、生物多様性推進検討会(区の関連部署で構成する会議体)の2つの会議体を中心として進行管理を行います。
- ③ 推進プランの内容や目標は、2030 年を目処に、社会情勢を踏まえながら見直し・改善を行います。
- ④ 定期的に実施する自然環境のモニタリング調査を活用し、区内の生物多様性の状況を把握 します。



■ 計画 (Plan):

目標を設定して、それを実現するため のプロセスを設計(改定)する

- 実行 (Do): 計画を実施し、そのパフォーマンスを
- 測定する Imm (Check):
- ■評価 (Check): 測定結果を評価し、結果を目標と比較 するなど分析を行う
- 改善(Action): プロセスの継続的改善・向上に必要な 措置を実施する

資 料 編

資 料

1 推進プラン改定の経緯

推進プランの改定は、千代田区生物多様性推進会議(区民や有識者からなる組織体)と庁内 検討会(区役所の関連部署からなる組織体)の2つの会議体において議論を進め、改定しました。

1.1 千代田区生物多様性推進会議

[1] 委員名簿(第5期)

(敬省略)

区分	氏 名	所属等
学識経験者	亀山 章	公益財団法人日本自然保護協会 理事長 東京農工大学 名誉教授
	加藤 和弘	放送大学 副学長
	須田 真一	東京大学総合研究博物館 研究事業協力者
事業者	城・千聡	三井住友海上火災保険株式会社 経営企画部 SX 推進チーム
	竹内和也	一般社団法人大丸有環境共生型まちづくり推進協会 専務理事
学校関係	中村 裕子	千代田区立 麹町小学校長(~ R5.3.31)
	渡邉 光一	千代田区立 千代田小学校長(R5.4.1~)
区民等	大井 匡之	公募区民(在住)
	坂口 次郎	公募区民(在住)
	積田 孝一	公募区民(在住)
行政	二戸治	環境省 自然環境局 皇居外苑管理事務所 次長 (~ R5.3.31)
-	森川 久	環境省 自然環境局 皇居外苑管理事務所 次長 (R5.4.1 ~)
	青山 一彦	東京都 環境局自然環境部 緑施策推進担当課長
千代田区	印出井 一美	千代田区 環境まちづくり部長

[2] 会議の概要

回 数	開催日	主な議題
第1回	令和 4 年 3 月 30 日 (水)	1. 令和3年度の区の生物多様性に関する主な取組みについて ① 区民参加型モニタリング調査(生きものさがし2021) ② 令和3年度ちよだ生物多様性大賞 ③ ちよだ生物多様性推進プラン・事業計画の進捗状況 2. ちよだ生物多様性推進プランの検証について
第 2 回	令和 4 年 11月10日(木)	 およだ生物多様性推進プランの見直し について 推進プラン見直しスケジュール モニタリング調査 結果報告 区政モニター結果報告 現行プランの評価 推進プラン 見直しの方向性 案
第 3 回	令和 5 年 3 月 24 日(金)	 区民参加型モニタリング調査(生きものさがし)について セミ羽化観察会・秋のどんぐり観察と生きもの楽習会について 令和4年度ちよだ生物多様性大賞について ちよだ生物多様性推進プランの改定について 改定素案のたたきについて
第 4 回	令和 5 年 7 月 19 日 (水)	 ちよだ生物多様性推進プランの改定について 2050年目標、2030年目標について ネイチャーポジティブの考え方について 社会変革・行動変容の促し方について 30by30につながる生態系ネットワークの形成・強化について 主体間連携・施策連携を進める中で、事業をより一層推進するための各主体ができることについて 千代田区生きものさがし2023春編の結果について 令和5年度ちよだ生物多様性大賞の募集について
第 5 回	令和5年 11月17日(金)	 1. ちよだ生物多様性推進プランの改定について ① 改定素案について 2.千代田区生きものさがし 2023 夏編の結果について

第 4 章

1.2 庁内検討会

[1] 参加部署

子ども部	子ども施設課
	学務課
	指導課
保健福祉部	地域保健課
	生活衛生課
地域振興部	商工観光課

環境まちづくり部	環境政策課
	道路公園課
	千代田清掃事務所
	景観・都市計画課
政策経営部	企画課
	施設経営課

※令和6年3月現在

[2] 会議の概要

回数	開催日	主な議題
第1回	令和5年 5月16日(火)	・「ちよだ生物多様性推進プラン」改定の方向性・目標・行動計画 ・2030年目標を達成するための取組み(案) ・「ちよだ生物多様性推進プラン」改定スケジュール
第2回	令和 5 年 10 月 5 日 (木)	・「ちよだ生物多様性推進プラン」改定素案(案)の確認について
第3回	令和5年 12月21日(木)	・「ちよだ生物多様性推進プラン」改定素案の確認について

第

章

1.3 パブリックコメントの概要

- ○実施時期 令和6年●月●日~●月●日
- ○意見提出者数 ●名(区民●件、在勤者●件、在学者●件、団体●件)
- ○意見数 延べ●件
- ○意見の概要
- ○意見の内訳

全般的事項

表題・副題

地域戦略改定の背景と生物多様性の現状(第1章)

基本的な考え方と目標(第2章)

2030年目標達成に向けた戦略と行動計画(第3章)

推進体制と進行管理(第4章)

●件

●件

●件●件

●件

●件

第 4 章

2 自然環境調査

2.1 皇居吹上御苑の自然(文献調査)

皇居吹上御苑で記録された生物の概要

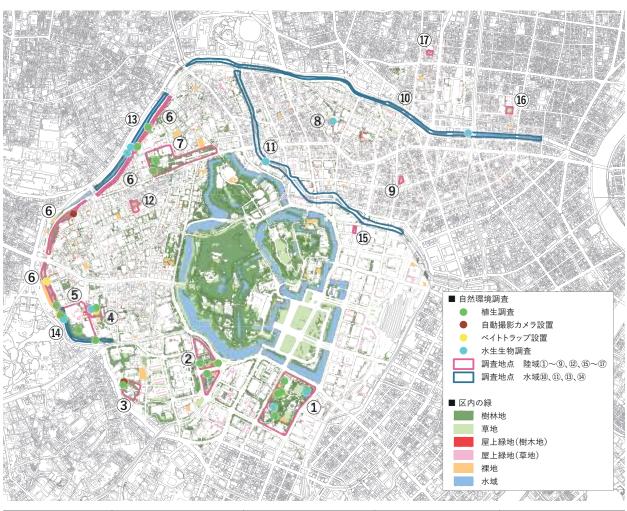
分類群	種 数	確認記録の概要
植物	427	◆シダ植物 27 種、裸子植物 10 種、被子植物 390 種が確認されている。 ◆注目すべき植物として、常緑樹林内に極めて稀に生育する腐生植物の「タシロラン」が確認されている。
哺乳類	5	◆本来の自然状態で生息している哺乳類は、アズマモグラと アブラコウモリの 2 種のみである。このほか、タヌキ、ハ クビシン、アライグマが確認されている。
鳥類	82	 ◆ 1996 年から 2005 年までの 10 年間で、カワセミや、外来生物のホンセイインコなどを含む 82 種が確認されている。 ◆皇居では近年、猛禽類のオオタカがほぼ 1 年中確認されるようになっているほか、秋から冬には同じく猛禽類のノスリが確認されている。
爬虫類	9	◆外来生物のミシシッピアカミミガメを含むカメ目3種、カナヘビを含むトカゲ 亜目3種、アオダイショウを含むヘビ亜目3種が確認されている。◆カナヘビは吹上御苑では個体数が非常に少ないと指摘されている。また、イシ ガメが生き残っている可能性が示唆されている。
両生類	3	◆アズマヒキガエル、アマガエルのほか、外来生物法で特定外来生物に指定されているウシガエルが確認されている。◆皇居吹上御苑のカエル類は極端に数が少なく、その要因として、全ての水域や湿地などの水辺を占拠しているウシガエルの存在が指摘されている。
魚類	11	◆在来種のギンブナやジュズカケハゼ、外来生物のカムルチーなどが確認されている◆近年、濠で増えて問題になっているオオクチバスやブルーギルは吹上御苑内では確認されていない。
底生動物 (エビ類・ 淡水産貝 類)	エビ類 4 淡水産貝 類 13	 ◆エビ類:在来種のスジエビや、外来生物のアメリカザリガニなどが確認されている。 ◆淡水産貝類:都心部にはほとんど生息していないドブシジミ、マルタニシなどが確認されている。 ◆ドブシジミ、マルタニシ、モノアラガイ、トウキョウヒラマキガイは、かつて日本各地の溜め池や水田で普通に見られたが、現在では激減しており、都心部にはほとんど生息していない。
昆虫類	3,311	 ◆トンボ目 33 種、バッタ目 45 種、チャタテムシ目 23 種、カメムシ目 437 種、アザミウマ目 74 種、アミメカゲロウ目 29 種、チョウ目 803 種、コウチュウ目 738 種、ハチ目 513 種、ネジレバネ目 1 種、ハエ目 525 種、トビムシ目 74 種、カマアシムシ目 16 種が確認されている。 ◆ 2000 年には、都内ではほぼ絶滅状態と考えられているベニイトトンボ、コサナエ、アオヤンマの生息が報告されている。その後、これら 3 種が全て皇居内で発生していることが確認され、個体数も多く生息していると報告されている。2005 年には、3 種すべて皇居内での発生が確認され、個体数も多く、広く分布していると報告されている。

- [出典] ・国立科学博物館専報第 34 \sim 36 号 ,2000 年
 - ·国立科学博物館専報第39号,2005年
 - ·国立科学博物館専報第43号,2006年

2.2 現地調査

[1] 調査概要

現地調査地点の位置



①日比谷公園	②国会前庭	③日枝神社	④清水谷公園	⑤ホテルニュー オータニ
⑥外濠の緑道	⑦靖国神社	8錦華公園	9神田児童公園	⑩神田川
⑪日本橋川	迎東郷元帥記念公園	⑬新見附濠・牛込濠	⑭弁慶濠	⑮大手町 JA ビル
⑯和泉公園	⑪練成公園			

現地調査の調査実施方法と調査時期

調査項目	調査方法	調査時期
植物相	任意観察	春季:令和4年5月中旬
		夏季 : 令和 4 年 7 月下旬
	任意観察	秋季: 令和 4 年 10 月上旬
	植生調査	
哺乳・	任意観察	春季: 令和4年4月中旬
両生・	任意観察	秋季: 令和4年10月上旬
爬虫類	自動撮影	
	カメラ設置	
	夜間	
	コウモリ調査	

調査項目	調査方法	調査時期
鳥類	任意観察	春季:令和4年5月中下旬
		初夏季:令和4年6月中旬
		秋季:令和4年10月上旬
		冬季:令和5年1月中旬
昆虫類	任意観察	春季:令和4年5月中旬
	任意観察	夏季:令和4年7月下旬
	ベイトトラップ	
魚類	任意捕獲	夏季:令和4年8月中旬
		秋季:令和4年10月上旬
底生	任意捕獲	夏季:令和4年8月中旬
動物		秋季:令和4年10月上旬

資

料

編

[2] 調査結果概要

(1) 調査地点の環境の状況と生態系の特徴



1 日比谷公園



日比谷公園は大きな緑地で草地や樹林、水域と様々な環境を有し、また皇居近くに位置していることから、令和4年度調査でも引き続き多くの重要種や一般種が確認されています。

3,4, 日 枝 神 社,清 水 谷 公 園, 5 ホテ ルニューオータニ



■ 3 日枝神社の樹林

古くからの地形と安定した良好な樹 林環境が維持されています。

6 外濠の緑道



外濠の緑道では、定期的な草刈りにより良好な草地環境が引き続き維持されており、貴重な種が多く確認され、区部では珍しい草地性の植物が多く確認されています。そのことにより、草地性のチョウ類が確認されるなど、千代田区が誇れる生物多様性保全上重要な場所となっています。ただし、一部はメイヨシノの衰弱や枯損木の伐採により林床環境が変改しているところもあります。

7 靖国神社



安定した良好な樹林環境が維持され ています。

0 神田川



主に三面護岸であり、植生はほぼありません。しかし、水鳥が確認されており、水鳥を支える重要な環境となっています。

11 日本橋川



主に三面護岸であり、植生はほぼありません。しかし、水鳥が確認されており、水鳥を支える重要な環境となっています。

12 東郷元帥記念公園



小規模な緑地で下層植生が乏しいですが、外濠の緑道や区外との生態系ネットワークをつなぐ重要な中継地点となりうる場所です。

13, 新見附濠・牛込濠, 14 弁慶濠



■ 4 弁慶濠

樹林や草地に隣接した規模の大きい 水域であり、草地性の種や水鳥が引 き続き確認されています。

,15, 錦華公園,神田児童公園,大手町JAビル, 17 和泉公園,練成公園



■ 1 和泉公園

規模の小さな緑地では重要種のみならず一般種も 他の緑地と比べ種数が少なく、下層植生が乏しい 状態でした。

4

章

② 植物の状況

外濠の緑道沿いの斜面には定期的な下草刈りの 実施により良好な草地環境が引き続き維持されて います。ホテルニューオータニの斜面、清水谷公園、 日枝神社などには古くからの地形と樹林が安定的 に維持されており、希少な植物の生育も見られま す。また、国会前庭の池において水草の重要種が 新たに確認されました。植栽でない場合は、皇居 の植物の趣旨が鳥散布により運ばれ、新たに生育 したものと考えられます。

一方で、練成公園など市街地内の小規模な公園 では他の緑地と較べて植物の種類が少ない状況で す。また、ノハカタカラクサ、シマトネリコなど 在来植物や生態系への影響が懸念される外来種が 増加・新たに出現しています。鉢植えの植物が公 園内に放棄されている状況も見られます。



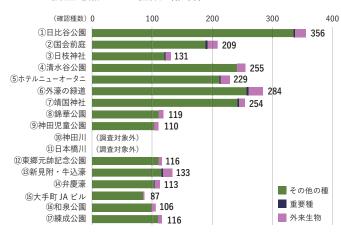


外濠の草地環境

ホテルニューオータニの斜面

令和 4 年度自然環境調査で確認された 調査地点ごとの種数(植物)

自然環境調査で確認された種数:138科683種



③ 哺乳類・両生類・爬虫類の状況

(国会前庭)

自然環境調査で確認された種数:哺乳類2種,両生類1種,爬虫類7種

哺乳類では、平成22・23年度調査で確認された タヌキは、令和4年度調査では確認されていませ んが、緑地に大きな変化がないことや、東京都の 都市圏へ分布が拡大する傾向にあることから、現 在も調査地区内を利用している可能性があります。

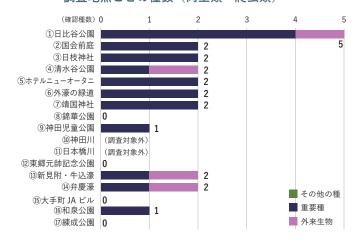
両生類については、アズマヒキガエルの調査地 区内での繁殖地の数は平成22・23年度調査から減 少しましたが、日比谷公園では平成22・23年度調 査と同じく、幼生が確認されており、生息状況は 安定しています。

爬虫類については、草地が維持されている外濠 の緑道や国会前庭の斜面地、安定した樹林を形成し ている日枝神社で、重要種のヒガシニホントカゲの 生息環境が良好に維持されていることが確認でき ました。また、ホテルニューオータニの斜面林は落 ち葉の堆積した湿った土壌となっており、重要種の ヒバカリの生息に適した環境が維持されています。



■ 日比谷公園のアズマヒキガエルのオタマジャクシ

令和 4 年度自然環境調査で確認された 調査地点ごとの種数(両生類・爬虫類)



第

4 鳥類の状況

令和 4 年度調査では平成 22・23 年度調査で確認されたヒドリガモ、オナガガモ、ノスリ、ハシボソガラス、イワツバメ、エゾムシクイ、センダイムシクイ、シロハラ、ルリビタキ、コサメビタキ、キビタキ、ビンズイの 12 種が確認されませんでした。このうちエゾムシクイ、センダイムシクイ、コサメビタキは渡りの時期の短期間しか確認されないため、今回の調査で確認できなかった可能性があります。また、イワツバメは近年、個体数が減少傾向にあることが明らかになっています。





■ ヨシガモ

■ イソシギ

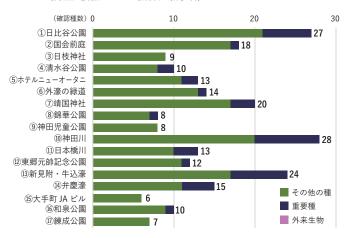


■ イソヒヨドリ

令和 4 年度調査ではヨシガモ、ホシハジロ、チュウサギ、オオバン、イソシギ、ハイタカ、オオタカ、チョウゲンボウ、イソヒヨドリ、エゾビタキの 10種が新たに確認されました。このうちオオタカ、チョウゲンボウ、イソヒヨドリは近年、都市部でも確認されるようになったことが影響したと考えられます。

令和 4 年度自然環境調査で確認された 調査地点ごとの種数(鳥類)

自然環境調査で確認された種数:27科50種



5 昆虫類の状況

外濠の緑道沿いの斜面では、草刈りにより良好な草地環境が維持されており、ショウリョウバッタモドキやヒメウラナミジャノメが平成22・23年度調査と同じく確認されました。また、ホテルニューオータニと弁慶濠にまたがる緑地や靖国神社、日枝神社、外濠緑道では樹林が維持されてきたことにより、大径木を利用する種や移動性の低い樹林性の種が見られます。

一方で、市街地の小規模な緑地では他の緑地と比べて昆虫類が少なく、なかでも神田児童公園や大手町 JA ビルの屋上緑地のように下層植生が乏しい場所では特に少ない状況でした。

また、近年に分布拡大や侵入が確認された外来種のカメムシ類を新たに確認しました。その他、特定外来生物のアカボシゴマダラが確認された地点数が増加し、本種がより普通に見られるようになっていることが窺われます。それ以外にも、近年の昆虫類の分布状況の変化を反映した結果となりました。

自然環境調査で確認された種数:163 科609 種

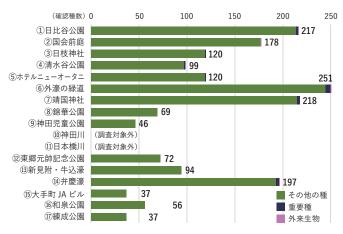




■ 靖国神社の樹林

______ ■ ヒメウラナミジャノメ

令和4年度自然環境調査で確認された 調査地点ごとの種数(昆虫類)



4

章

編

6 魚類の状況

令和4年度調査ではゲンゴロウブナ、ギンブナ、ドジョウ、ナマズ、オオクチバス(ブラックバス)、ボラ、マルタ、スミウキゴリは確認されていませんが、平成22・23年度調査で確認された場所である、外濠(弁慶濠)や日本橋川などの環境に大きな変化がみられないことから、現在も生息しているものと考えられます。

外濠や清水谷公園、日比谷公園の池などの安定 した生息環境が維持されている池では、モツゴ、メ ダカ類、トウヨシノボリ類が確認されています。

一方で、外来種のブルーギルは日本橋川でも確認され、確認される地点が増えていることから、今後の動向に注意が必要です。



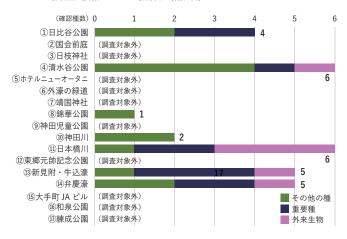
■ トウヨシノボリ類

自然環境調査で確認された種数:7科15種



■清水谷公園の池

令和 4 年度自然環境調査で確認された 調査地点ごとの種数(魚類)



⑦ 底生動物の状況

自然環境調査で確認された種数:哺乳類2種,両生類1種,爬虫類7種

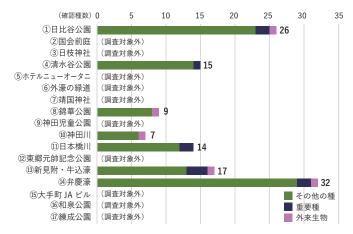
令和 4 年度調査ではミズクラゲ、コウロエンカワヒバリガイ、ゴカイ類、フジツボ類といった主に海域や汽水域などに生息する種が確認されていませんが、平成 22・23 年度調査で確認された神田川や日本橋川の環境に大きな変化がみられないことから、現在も生息しているものと考えられます。

令和 4 年度調査の各調査地点別の種数は、平成22・23 年度調査と比較して、日比谷公園、日本橋川、外濠(新見附濠・牛込濠、弁慶濠)で減少しました。清水谷公園、錦華公園、神田川、日本橋川は概ね同等の結果でしたが、外来種であるヌマエビ科のNeocaridina 属やトガリアメンボが新たに確認されており、Neocaridina 属は確認される地点が増えていることから、今後の動向に注意が必要です。



■ Neocaridina 属

令和 4 年度自然環境調査で確認された 調査地点ごとの種数(底生動物)



⑧ 希少種の状況

外濠の緑道では定期的な草刈りなどにより生育環境が引き続き維持されており、ヒトツバハギやヒメウラナミジャノメなどが前回同様確認されました。

水辺では、都市公園内の規模の大きな水域や、樹林が接する外濠などのお濠は、オオバン、チュウサギ、イソシギなどの水鳥が確認されており、都市においては希少な水鳥の生息を支える重要な環境となっています。また、公園などの緑地に担保されているまとまった止水環境はオオアメンボが新たに確認されるなど水生昆虫の生息の場として貴重な存在となっています。

日比谷公園は大きな緑地や草地や樹林、水域と様々な環境があること、また皇居近くに位置していることから、皇居から飛来していると考えられるコサナエが新たに確認されるなど、過年度から引き続き多くの重要種の生息が確認されました。

一方で、規模の小さい公園などでは重要種は過年度から変わらずほとんど確認されていません。



■ 外濠(牛込濠)の水域



■日比谷公園の水域

第

[3] 重要種比較一覧

※「未」: 平成 22・23 年度に確認されたが、令和 4 年度調査では確認されていない種

「新」: 平成 22・23 年度に確認されなかったが、令和 4 年度調査で新たに確認された種

「継」: 平成 22・23 年度、令和 4 年度調査両方で確認された種

※グレーの網掛けは調査未実施地点

※合計種数は令和4年度調査で確認された種数とし、平成22・23年度との差を()で示した。

											調査地点	点									
			1	2	3	4	= 5	6	7	8	9	10	(1)	(12)	牛 ⑬	(14)	(15)	16	(17)		
			日	玉	日	清	그 ホ	外	靖	錦	神	神	日	東	込 新	弁	大	和	練		
			比	会	枝	水	1 テ	濠	国	華	田	田	本	郷	濠 見	慶	手	泉	成		
			谷	前	神	谷	オル	の	神	公	児	Л	橋	元	附	濠	HT	公	公		
No.	項目	種名	公	庭	社		1	緑	社	園	童	711	JI		濠	/38<	J	園	園	合	備
IVO.	クロ	1至石		庭	仁	公			1	1281			711	帥	/38			284	25	計	考
			遠			園	タ	道			公			記			Α				
							=				園			念			ビ				
														公			ル				
														園							
		コヒロハハナヤスリ							新											1(+1)	
2		マツバラン	新																	1(+1)	
3		アスカイノデ			新		新		新											3(+3)	
4		ウマノスズクサ						継												1	
5		ツツイトモ		新																1(+1)	
6		ギンラン					新													1(+1)	
7		ノカンゾウ	未					継												(0)	注2
8		マコモ													継					1	注1
9		キケマン	継																	1	
10		カザグルマ													継					1	
11		ホザキノフサモ		新												継				2(+1)	注2
12		ヒトツバハギ						継												1	注2
13		フタバムグラ		新																1	ı
14		カワヂシャ	継																	1	
	\= L	1.4FF(.C)	_	3	1		2	_	2			_		_		1			_		
î	合計	14種(+6)	3	(+3)	(+1)	0	(+2)	3	(+2)	0	0	0	0	0	2	1	0	0	0	-	-
1	哺乳類	アズマヒキガエル	継		未	未	未	未	未	未				未	未	未				1(-9)	
2	両生類	クサガメ	未												新					0(-1)	注1
3	爬虫類	ニホンスッポン	継													新				2(+1)	
4		ニホンヤモリ	継	継	未	継		継	継		新			未	未			新		7(-1)	
5		ヒガシニホントカゲ		継	新			継							未					3	
6		アオダイショウ	新		新		新		新											4(+4)	
7		ヒバカリ					新													1(+1)	
		/ >				1	2	2		0	1			0	1			1			
î	合計	7種(+2)	4	2	2	(-1)	(+1)	(-1)	2	(-1)	(+1)	0	0	(-2)	(-2)	1	0	(+1)	0	-	-
1	鳥類	ヨシガモ				. ,	新	. ,			, ,			. ,	. ,	新				2(+2)	
2		ホシハジロ										新			新					2(+2)	注2
3		カイツブリ													継					1	
4		ゴイサギ											未		継	未				1(-2)	注2
5		ダイサギ	新					未				新	未		継	継				4	
6		チュウサギ	新									-171								1(+1)	
7		コサギ	471			新						新	継		継	未				4(+1)	
8		オオバン				471						新	新		新	715				3(+3)	
9		ヒメアマツバメ	未						未			-971	521		-171	新				1(-1)	
10		イソシギ	-15						- 15			新	新			371				2(+2)	
11		ウミネコ										継	491							1	注2
12		ハイタカ	新						新			492								2(+2)	/
13		オオタカ	新		-				171											1(+1)	
14		ノスリ	-171	未	-			未			_						-			0(-2)	
15		カワセミ	未	未		未		-15		 	 				新	継				2(-2)	
16		チョウゲンボウ				新									1771	deta:				1(+1)	
17		モズ	未	継		441		未								未				1(-3)	
18		オナガ	継	未				継	新			新		新		^\		新		6(+3)	注2
19		ヤマガラ	継	未	未	未	継	MAT.	継	継		初		ক্যা				49 1		4(-3)	/11.4
20		イソヒヨドリ	th/ar				11920		中国	中四		新								1(+1)	
21		コサメビタキ	未	未		-			未			利								0(-3)	
21		コノバレグキ		1	0		2	1		-	-	8	1	1	7	4		1		0(*3)	
Î	合計	19種(+7)	6	(-5)	(-1)	2	(+1)	(-3)	3	1	0	(+7)	3	(+1)		(-1)	0	(+1)	0	-	-
L	,			(-5)	(-1)	l	(TI)	(-3)			L	(+1)	L	(+1)	(+3)	(-I)	L	(+1)			

										周査地点	Ā.									
No. 項目	種名	①日比谷公園	② 国 会 前 庭	③ 日枝神社	④清水谷公園	ニューオータニ	⑥外濠の緑道	⑦ 靖 国 神 社	8 錦華公園	⑨ 神田児童公園	⑩ 神 田 川	⑪日本橋川	迎東郷元帥記念公園	牛込濠附濠・	④ 弁慶 濠	⑮ 大手町JAビル	⑯ 和泉公園	⑪ 練 成 公 園	合計	備考
	ホソミオツネントンボ	未																	0(-1)	
2	コサナエ	新																	1(+1)	
3	チョウトンボ	未					新								新				2(+1)	
4	クマスズムシ						data								未				0(-1)	注1
5	ショウリョウバッタモド						継												1	注1
6	リンゴクロカスミカメ	未					未												0(-2)	
7	オオアメンボ	deli			新			新											2(+2)	-)) 0
8	ヒカゲチョウ	継					***								ret.				1	注2
9	ヒメウラナミジャノメ					新	継								継				3(+1)	注2
10	オオミズアオ本土亜種							新											1(+1)	
11	ウバタマムシ						新												1(+1)	
12	タマムシ			新			新	新							vent.				3(+3)	>>-
13	クズハキリバチ	_			1		-	_							継				1	注2
合計	10種(+2)	2 (-2)	0	1 (+1)	1 (+1)	1 (+1)	5 (+2)	3 (+3)	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	-	-
1 魚類	マルタ											未							0(-1)	
2	ナマズ														未				0(-1)	
3	ミナミメダカ	継			新														2(+1)	
4	ヌマチチブ													新					1(+1)	
5	アベハゼ										新								1(+1)	
6	トウヨシノボリ類	継			新									未	継				3	注2
7	ウキゴリ													継					1	注2
合計	5種	2	0	0	2 (+2)	0	0	0	0	0	1 (+1)	0 (-1)	0	2	1 (-1)	0	0	0	-	-
1 底生	オオタニシ														未				0(-1)	
2	テナガエビ	継										未		継	継				3(-1)	
3	スジエビ	継			継							新		継	継				5(+1)	
4	サワガニ														未				0(-1)	
5	モクズガニ											新		継					2(+1)	
6	ハグロトンボ											未							0(-1)]
7	ババアメンボ														未				0(-1)	
8	ハネナシアメンボ														未				0(-1)	
合計	3種(-5)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	3	2 (-4)	0	0	0	-	-
全項目合計	50年(-12)	19	6	4	7	7	11	10	1	1	9	5	1	15	12	0	2	0	_	_
土块口口訂	58種(+12)	(-2)	(-2)	(+1)	(+2)	(+5)	(-2)	(+5)	(-1)	(+1)	(+8)	(-1)	(-1)	(+1)	(-6)	U	(+2)	0	_	

※「注 1」: 平成 23 年度は重要種に該当するが、令和 4 年度は重要種に該当しない種

「注 2」: 平成 23 年度は重要種に該当しないが、令和 4 年度は重要種に該当する種

※平成 23 年度の重要種選定基準

- ·文化財保護法(昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年6月5日 法律第75号)
- ・哺乳類、汽水・淡水魚類、昆虫類、貝類、植物 | 及び植物 || のレッドリストの見直しについて(環境省 平成 19 年 8 月 3 日)
- ・東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)〜東京都レッドリスト〜(区部)(東京都 平成 22 年) ※令和 4 年度の重要種選定基準
- · 文化財保護法 (昭和 25 年 5 月 30 日 法律第 214 号)
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年6月5日 法律第75号)
- ・環境省報道発表資料 環境省レッドリスト 2020 の公表について (令和 2 年 3 月 27 日)
- ・東京都の保護上重要な野生生物種(本土部)~東京都レッドリスト(本土部)2020年版~(区部)(令和2年)

第 4 章

[4] 区内で確認された駆除、対策が必要と考えられる外来種

項目	種	令和 4 年度 調査確認地点	平成 22·23 年度 調査確認地点	概要	備考
物	トウネ ズミモ チ	全地点	全地点	生態系被害防止外来種 【対策案】 逸出も多い。広がらないようにでき るだけ逸出した個体を抜き取ること が望ましい。植栽されている場合は、 果実を食べた鳥類がフンを落とすこ とにより広範囲に種子散布されてし まうため、伐採することが望ましい。	
	シュロ	①日比谷公園、 ②国会前庭、 ③日枝神社、 ④清水谷公園、 ⑤ホテルニューオータニ、 ⑥外濠の緑道、 ⑦靖国神社、 ⑧錦華公園、 ③新見附濠・牛込濠、 ⑭弁慶濠、⑯和泉公園 (計11地点)	全地点	生態系被害防止外来種 【対策案】 逸出も多い。トウネズミモチと同様、 広がらないようにできるだけ逸出し た個体を抜き取り、大きくなった物 は伐採も検討する必要がある。	
	ノハカ タカラ クサ	①日比谷公園、 ③日枝神社、 ⑥外濠の緑道、 ⑦靖国神社、 ③新見附濠・牛込濠 (計5地点)	①日比谷公園、 ③日枝神社、 ⑥外濠の緑道、 ⑦靖国神社 (計4地点)	生態系被害防止外来種 【想定される被害】 いずれの調査地区でも林床にマット 状に広がっており、在来種を被圧し てしまう可能性が考えられる。 【対策案】 除草や、現在生育している場所から 分布を拡大させないことが必要。除 草を行う際、不用意に引き抜くと葡 萄茎や無性芽が残るため注意が必要。	文献 1
	アメリ カハナ ノキ	②国会前庭	②国会前庭	生態系被害防止外来種(定着予防外来種) (対策案) 周囲への逸出は確認していないが、 新たに植栽することは控えた方がよい種と考えられる。	
	ツルド クダミ	①日比谷公園、 ②国会前庭、 ③日枝神社、 ④清水谷公園、 ⑤ホテルニューオータ ニ、 ⑥外濠の緑道、 ③新見附濠・牛込濠、 ⑭弁慶濠 (計8地点)	①日比谷公園、 ②国会前庭、 ③日枝神社、 ④清水谷公園、 ⑥外濠の緑道、 ⑭弁慶濠 (計6地点)	生態系被害防止外来種 【対策案】 2011 年度調査より確認数・確認範囲 が増加しており、見つけたら抜き取 りを行うことが望ましい。	

項目	種	令和 4 年度 調査確認地点	平成 22·23 年度 調査確認地点	概 要	備考
植物	メリケ ンカル カヤ	①日比谷公園、 ②国会前庭、 ④清水谷公園、 ⑤ホテルニューオータ 二、 ②東郷元帥記念公園、 ③新見附濠・牛込濠 (計6地点)	②国会前庭、 ③清水谷公園 (計2地点)	生態系被害防止外来種 【対策案】 風散布の種子で広がりやすいため、 選択的な除草が必要である。ホテル ニューオータニの屋上にも生育して いた。屋上庭園などにも広がりやす いため、注意が必要である。	
	シマトネリコ	①日比谷公園、 ③日枝神社、 ④清水谷公園、 ⑤ホテルニューオータ ニ、⑦靖国神社、 ③新見附濠・牛込濠 (計6地点)	なし	【想定される被害】 沖縄原産の国内外来種であり、近年 植栽として多く利用されており、植 え込みや道路際の隙間などに自生す る事例がしばしば確認されている。 今回調査地内において実生による分 布拡大も確認された。トウネズミモ チのように都市林などに侵入するほ か、暖地性昆虫の分布拡大などに影 響を与える恐れも考えられる。	文献 2
	ノウゼ ンカズ ラ	①日比谷公園、 ④清水谷公園 (計2地点)	③日枝神社、 ⑧錦華公園、 ⑪新見附濠· 牛込濠、 ⑭弁慶濠 (計 4 地点)	【想定される被害】 逸出個体を清水谷公園で確認した。 庭に植栽されることも多いため、今 後分布を広げる可能性がある。周囲 に地下茎を伸ばして広がり、つるを 伸ばして這い上がる。一度広がって しまうと駆除が難しい種である。	
	キンゴ ジカ	⑫東郷元帥記念公園	なし	【対策案】 結実も確認。分布が周囲の緑地に広 がらないように駆除が必要である。	
	フシネ キンエ ノコロ	②国会前庭	なし	【想定される被害】 国会前庭の北庭東側の法面草地で確認した。在来のコツブキンエノコロに似ており、識別できる人でないとこの種のみを除草することが難しいため、今後分布が拡大する可能性がある。	

項目	種	令和 4 年度 調査確認地点	平成 22·23 年度 調査確認地点	概要	備考
爬虫類	ミシ シッカ アガメ	①日比谷公園、 ④清水谷公園、 ③新見附濠·牛込濠、 ⑭弁慶濠 (計4地点)	①日比谷公園、 ③新見附濠· 牛込濠、 ⑭弁慶濠 (計3地点)	条件付き特定外来生物 【想定される被害】 水生植物や魚類、両生類、甲殻類等 の生態系への被害が生じる。水生植 物が減少することにより、底質の土 の流出や水質汚濁等が生じ、景観や 生態系に二次的影響が生じることも 懸念されている。また、ミシシッピ アカミミガメを駆除する際、クサガ メも捕獲できることから、作業効率 的にも併せて駆除を行うと効率的で ある。	文献 3
昆虫	プラタ ナスグ ンバイ	①日比谷公園、 ⑥外濠の緑道、 ⑦靖国神社 (計3地点)	①日比谷公園、 ②国会前庭、 ⑤ホテル ニューオータ ニ、 ⑥外濠の緑道 (計 4 地点)	【想定される被害】 プラタナスグンバイはプラタナス、 クスベニヒラカカスミカメはクスノ キを食草とする。 全国的に害が発生しており、吸汁することにより葉の表面が茶色に脱色し、葉の裏は排泄物により汚れる。 規制が著しいと樹幹全体につき美観が著しく損なわれる。枯死することはないが、樹勢低下の懸念がある。 プラタナスに隣接した住宅のテラス	
	ク ニ タ カ メ ミ カ メ	②国会前庭、 ③日枝神社、 迎東郷元帥記念公園、 迎弁慶濠、 迎練成公園 (計5地点)	なし	に干した洗濯物や装飾店の商品に飛来し、付着するため不快害虫ともなっている。 【対策案】 定期的に被害状況を把握し、被害が著しい場合は、薬の散布による駆除を行うことが望ましい。薬の散布にあたっては、農薬の飛翔に十分注意する。	文献 4

第 4 章

項目	種	令和 4 年度 調査確認地点	平成 22·23 年度 調査確認地点	概要	備考
底生動物	ヌマエ ビ科の Neocar idina 属	①日比谷公園、 ④清水谷公園、 ⑩神田川、 ⑪日本橋川 (計4地点)	⑪日本橋川	【想定される被害】 ミナミヌマエビの名称で、外国産の 同属種が飼育鑑賞目的で販売されて おり、日本各地に分布を広げている。 本種の増加により、ヌカエビ等の在 来種が生息環境等の競合による影響 が懸念されている。駆除事例や対策 はなく、近年ますます分布拡大の傾 向にある。	
	アメリ カザリ ガニ	①日比谷公園、 ⑧錦華公園、 ⑩神田川、 ⑬新見附濠・牛込濠、 ⑭弁慶濠 (計5地点)	①日比谷公園、 ③新見附濠・ 牛込濠、 ⑭弁慶濠 (計3地点)	条件付き特定外来生物 【想定される被害】 水生植物や水生昆虫、魚類、両生類 を捕食する。また、水草等を食べる ことなく、刈り取りすることが知ら れており、本種の生息により水辺環 境の多様性が失われ、水生生物の生 息・生育環境の悪化が懸念される。	文献 5
魚類	オオク チバス	なし	①日比谷公園、 ⑭弁慶濠 (計 2 地点)	特定外来生物 【想定される被害】 弁慶濠ではオオクチバスが生息しているものと思われる。弁慶濠は釣り堀としての利用があり、調査中にもオオクチバスを対象としていると考えられる遊漁者がみられている。一方で、大手濠や桔梗濠等の内濠では環境省主体によるオオクチバス等外来生物の駆除が積極的に行われており、対応に矛盾を感じる。	

文献 1:あいちの外来種移入種対策ハンドブック HP

(https://www.pref.aichi.jp/kankyo/sizen-ka/shizen/gairai/search)

文献 2: 中野敬一 .2015. 都市有害生物管理 5(1)15-16pp. 緑化樹シマトネリコの生態影響について

文献 3: 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室. 2019. アカミミガメ防除の手引き(令和 3 (2021)年8月改訂)

文献 4:平成 19 年度病虫害発生予察特殊報第 3号(福島県、平成 19年 10月)

文献 5:環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室 .2022. アメリカザリガニ対策の手引き (令和 5 (2023) 年 4 月改訂)

4 章

3 生物多様性に関する千代田区民の意識 (アンケート調査)

3.1 区政モニターアンケート(令和4年度実施)

調査内容	「生物多様性」について
調査機関	令和 4 年 6 月 28 日~7 月 15 日
調査対象	区政モニター(100 名)
回答数	88 名(回収率 88%)

<対象者及び回答者の年齢別の内訳>

年代	対象者数	回答者数	
10 歳代	0名	(0名)	
20 歳代	10 名	(8名)	
30 歳代	22 名	(20名)	
40 歳代	24 名	(23 名)	
50 歳代	25 名	(21名)	
60 歳代	14 名	(11 名)	
70 歳代	4名	(4名)	
80 歳代	1名	(1名)	
合計	100名	(88 名)	

<在住・在勤・在学の内訳>

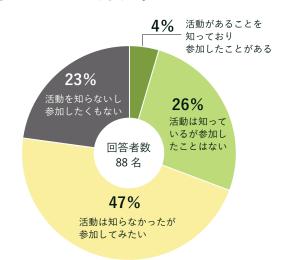
区分	対象者数	回答者数	
在住	83 名	(73 名)	
在勤	16 名	(14 名)	
在学	1名	(1名)	
合計	100名	(88 名)	

[1] 「生物多様性」に関連する情報や取組みの認知度

あなたは、区内の緑地の維持管理活動や生物多様性の保全活動に参加したことがありますか。

項目	回答数	割合
活動があることを知っており参 加したことがある	4	4%
活動は知っているが参加したことはない	23	26%
活動は知らなかったが参加して みたい	41	47%
活動を知らないし参加したくもない	20	23%

- ◆「生物多様性」の言葉の認知度は高いものの、 回答者が取組みやその成果を実感できていない
- ●「生物多様性」に関連する情報(生きものの情報) や取組み(取組みの場・保全活動に参加するきっかけとなる情報)の発信の強化が重要

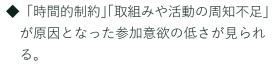


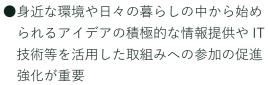
章

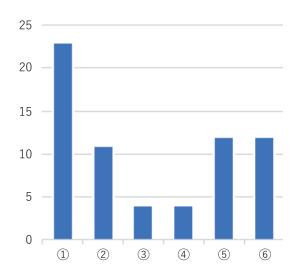
[2] 「生物多様性」に関連する取組みへの意欲

(「あなたは『千代田区生きものさがし』をご存じですか。また、参加したことがありますか。」で知っているが参加したことはない・知らなかったし今後も参加しようと思わないと答えた方に伺います。) 参加したことがない・参加しない理由は何ですか。(複数回答可)

項目	回答数
① 忙しくて時間がない	23
② 生きものが苦手である	11
③ 生きものさがしに興味がない	4
④ 面倒である	4
⑤ 生きものさがしの内容がよく わからない	12
⑥ その他	12



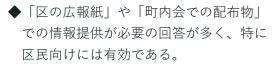


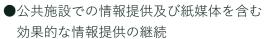


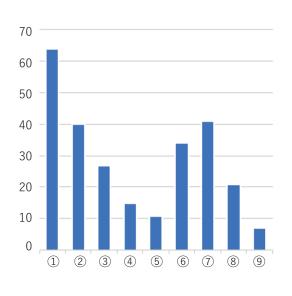
「3] 「生物多様性」に関連する情報の周知

あなたは、区内の生物多様性に関する情報(生きもの、環境イベント、取組み・活動など)は、どのような 媒体による周知が理想的と考えますか。(複数回答可)

項目	回答数
① 区の広報紙	64
② 区のホームページ	40
③ 学校からの配布物	27
④ 企業や民間団体等のイベント	15
⑤ 企業や民間団体等の ホームページ	11
⑥ 公共施設での展示・配布物	34
① SNS	41
⑧ テレビ・ラジオ・新聞・図書	21
9 その他	7







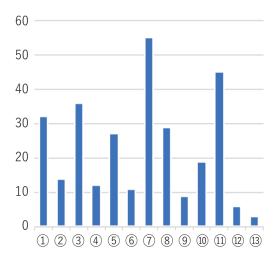
章

[4] 「生物多様性」保全に関わる自身の取組みについて

生物多様性保全のために、普段の生活の中で取り組んでいる・心がけている活動をお答えください。(複数回答可)

※太字は回答数の多い項目

[[] [] [] [] [] [] [] [] [] [
項目	回答数
① 身近な生きものの観察や、外に出て積極的に自然と ふれあう	32
② 自然観察会、緑地等の整備活動に参加する	14
③ 洗濯や食器洗いの際、洗剤の使用量を減らすなどして、河川・堀等の水質への影響を考え行動する	36
④ 公園や河川等の清掃活動に参加する	12
⑤ 生きものをペットとして飼ったり、植物を育てると きは責任を持って行い、野外に放逐したり捨てたり しないようにする	27
⑥ 環境教育などで学んだ内容を周囲の人と共有し合う	11
⑦ 節電や適切な冷暖房の設定など地球温暖化 対策に取り組む	55
⑧ エコマークや FSC 認証などのついた製造・販売・廃 棄過程で環境負荷の少ない製品・食品・メーカーを 選んで購入する	29
⑨ 自然の素晴らしさを写真・絵・文章などで伝える	9
⑩ 家庭菜園、屋上菜園などを通じて自然に親しむ	19
⑪ 旬のもの、地元のものを選んで購入する	45
⑫ 特になし	6
③ その他	3



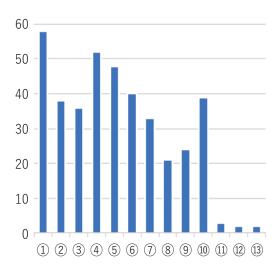
- ◆生物多様性の保全に関わる自身の取 組みとして、節水や節電、地産地消、 水質浄化など、生活環境・暮らしに 関わる事項に関心が高い。
- ●暮らしや経済活動・家計に直結する 分野と生物多様性の関わりを再認識 する取組みの強化

[5] 「生物多様性」保全に関わる自身の取組みについて

あなたは、自然環境や生きもののことを考えて行動していく際に、どのような情報が必要だと思いますか。 (複数回答可)

※太字は回答数の多い項目

	項目	回答数
1	自然や動植物などの生きものに関する一般的な知識	58
2	区内の自然環境の保全活動や美化活動、ボランティ ア活動等の情報	38
3	区内の自然観察やエコツーリズム等の情報	36
4	区内の在来の生きものに影響を及ぼしている外来の 生きものに関する情報	52
5	絶滅のおそれのある区内の希少な野生動植物の現状 やそれらの生息環境等の情報	48
6	地球温暖化や食糧生産の拡大等に伴う世界の自然環 境の悪化に関する情報	40
7	動植物などの生きものを大切に世話したり、扱った りするための情報	33
8	FSC 認証を受けた商品など、環境に配慮した商品を 購入するための情報	21
9	ガーデニングや家庭菜園等の身近な緑化に関する情 報	24
10	旬の食材や、地元産の農畜水産物に関する情報	39
11)	わからない	3
12	特になし	2
13)	その他	2



- ◆自らが行動する際に必要な情報として「生きものに関する一般的な知識」 「外来生物」「希少な生きものやその 生息環境等の情報」の回答が多い。
- ●「生きもの・生態系ネットワーク」 や「自然ふれあいの場・機会」の情 報整備・管理・運用の強化

章

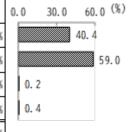
3.2 区民世論調査アンケート(令和4年度実施)

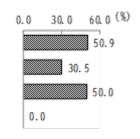
調査地域	千代田区全域		
調査対象	千代田区在住の満 18 歳以上の男女		
標本数及び抽出方法	2,000 (住民基本台帳から層化無作為抽出)		
調査方法	[配布] 郵送配布 [回収] 郵送回収またはインターネット回答		
調査期間	令和 4 年 9 月 26 日~ 10 月 17 日		
回収結果	有効回収数 856 (42.8%) 郵送回収 525 (61.3%) インターネット回答 331 (38.7%)		

<千代田区世論調査 回答者属性>

●**性別** 基数(有効回収数)のうちインターネット回答数の割合

	母集団	母集団 構成比	基数	構成比
男性	28,508	50.0%	346 (176)	40.4%
女性	28,514	50.0%	505 (154)	59.0%
どちらとはいえない	-	-	(1)	0. 2%
無回答	-	-	(0)	0.4%
合計	57,022	100.0%	856 (331)	100.0%

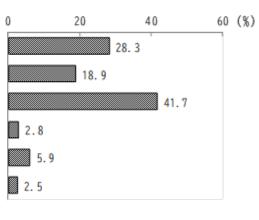




※下段()内は、インターネット回答数内数)

●**年代別** 基数(有効回収数)のうちインターネット回答数の割合

	基数	構成比
千代田区内 (居住地区と同じ地区)	192	28.3%
千代田区内 (居住地区と異なる地区)	128	18.9%
東京23区内	283	41.7%
東京23区外	19	2.8%
東京都外	40	5.9%
無回答	17	2.5%
合計	679	100.0%

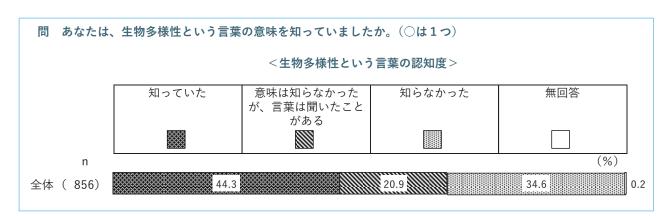


第4章

●**在学・在勤先別** 基数(有効回収数)のうちインターネット回答数の割合

	母集団	母集団 構成比	基数	構成比	0.0 20.0 40.0 (%)	0.0 30.0 60.0 (%)
18~29歳	9,844	17.3%	107 (58)	12.5%	12. 5	54. 2
30歳代	11,323	19.9%	172 (91)	20.1%	20.1	52.9
40歳代	12,025	21.1%	186 (96)	21.7%	21.7	51.6
50歳代	9,460	16.6%	161	18.8%	18. 8	34.8
60~64歳	3,094	5.4%	60 (15)	7.0%	7.0	25.0
65~69歳	2,383	4.2%	54 (8)	6.3%	6.3	14.8
70~74歳	2,687	4.7%	56 (4)	6.5%	6.5	7. 1
75歳以上	6,206	10.9%	rr.	6.4%	6.4	5. 5
無回答	-	-	5 (0)	0.6%	0.6	0. 0
合計	57,022	100.0%	0.00	100.0%		

[1] 生物多様性という言葉の認知度



生物多様性という言葉の認知度について聞いたところ、「知っていた」(44.3%)が4割台半ば近くで最も高く、次いで「知らなかった」(34.6%)が3割台半ば近く、「意味は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」(20.9%)が約2割となっている。

年代・性別では、「知っていた」方の割合は男性 $18 \sim 29$ 歳(61.1%)で 6 割強と高い。「知らなかった」方の割合は男性 75 歳以上、女性 $60 \sim 64$ 歳(50.0%)で 5 割と高い。

- ◆「知っていた」が4割台半ば近く
- ◆「生物多様性」の言葉の認知度は国の調査に比べ、高い傾向がある。 若い世代ほど認知度が高い傾向がある。

※参考 内閣府 生物多様性に関する世論調査 (令和4年7月調査)

「言葉の意味を知っていた」 29.4%

「意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった」 43.2%

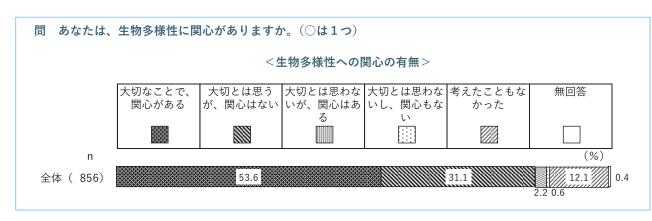
「聞いたこともなかった」 26.5%

4

章

3

[2] 生物多様性への関心の有無



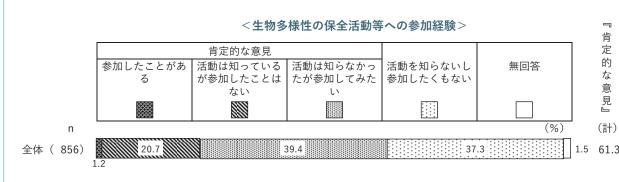
生物多様性への関心の有無について聞いたところ、「大切なことで、関心がある」(53.6%) が 5 割台半ば近くと最も高く、次いで「大切とは思うが、関心はない」(31.1%)が 3 割強、「考えたこともなかった」(12.1%)が 1 割強と続いている。

年代・性別にみると、「大切なことで、関心がある」は女性 40 歳代(61.8%)、女性 70 \sim 74 歳(61.5%)で 6 割強と高くなっている。

◆「大切なことで、関心がある」が5割台半ば近く

[3] 生物多様性の保全活動等への参加経験

問 区では生物多様性の保全活動や緑地の維持管理活動に区民が積極的に参加することを推進しています。 あなたは、区内の緑地の維持管理活動や生物多様性の保全活動に参加したことがありますか。参加した ことがある方は、参加した活動名や場所等を具体的にご記入ください。(○は1つ)



生物多様性の保全活動等への参加経験について聞いたところ、「参加したことがある」(1.2%)、「活動は知っているが参加したことはない」(20.7%)、「活動は知らなかったが参加してみたい」(39.4%)を合わせた『肯定的な意見』(61.3%)が 6 割強となっている。一方、「活動を知らないし参加したくもない」(37.3%)は 3 割台半ば超えとなっている。

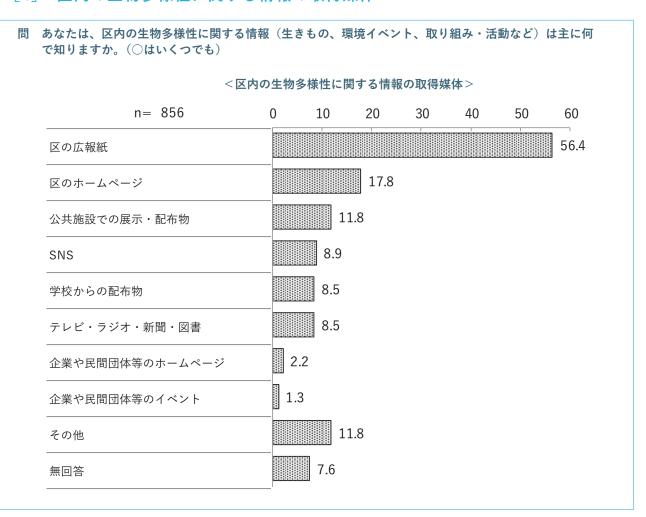
性・年代別にみると、『肯定的な意見』は女性 $70 \sim 74$ 歳(76.9%)、女性 40 歳代(74.5%)、女性 50 歳代(71.0%)で 7 割台と高くなっている。

- ◆『肯定的な意見』が 6 割強生物多様性の保全活動の参加経験が少ない。
- ◆ 一方で参加したことはないが、参加してみたい、では 40 歳以降の女性の割合が高く 7 割以上となっている。

料

第

「4〕 区内の生物多様性に関する情報の取得媒体



区内の生物多様性に関する情報の取得媒体について聞いたところ、「区の広報紙」(56.4%) が 5 割台半ば超えと最も高く、次いで「区のホームページ」(17.8%)が 1 割台半ば超え、「公共施設での展示・配布物」(11.8%)が 1 割強と続いている。

性・年代別にみると、「区の広報紙」は女性 $70 \sim 74$ 歳(82.1%)、女性 $65 \sim 69$ 歳(81.3%)で 8 割強と高くなっている。また、SNS は男性 $18 \sim 29$ 歳(27.8%)で 2 割台半ば超えと高くなっている。

- ◆「区の広報紙」が5割台半ば超え
- ◆ 区政モニター結果と同様に区の広報紙から情報を得る割合が高い。
 - ・年齢が高い世代では区の広報紙のほか、新聞・テレビ・ラジオの割合も高い。
 - ·SNS は若い世代で高い。
 - ・区のホームページは年代別で差が少ない。
 - ・学校からの配布物は子育て世代で高い

4 用語解説

アダプトプログラム	道路や公園などの公共施設の一部の維持管理を市民団体や企業などの団体が里 親となり、養子となった施設の一部を管理する制度です。語源は"adopt"なの でアドプトともいいます。
一般種	重要種に該当しない、普通にみられる生物の種類のことです。
ESD (Education for Sustainable Development)	Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」と訳されています。 世界には気候変動、生物多様性の喪失、資源の枯渇、貧困の拡大等人類の開発活動に起因する様々な問題があります。ESDとは、これらの現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組む(think globally, act locally)ことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う学習・教育活動です。つまり、ESDは持続可能な社会の創り手を育む教育です。 引用:文部科学省ホームページ https://www.mext.go.jp/unesco/004/1339970.htm 最終閲覧日:令和5年10月26日
内濠(内堀)	本書では環境省管理用地である「日比谷濠」、「凱旋濠」、「桜田濠」、「半蔵濠」、「千鳥ヶ淵」、「牛が淵」、「清水濠」、「大手濠」、「桔梗濠」、「蛤濠」、「和田倉濠」、「馬場先濠」と、宮内庁管理用地である「二重橋濠」の13濠を指します。
ABINC 認証緑地	一社)いきもの共生事業推進協議会(ABINC)が定める基準を満たして認証した緑地のことです。 [コラム P47 参照のこと]
エコロジカル・フット プリント	人間が自然環境にどれだけ負荷を与えているのかを可視化し、数値化した指標 の一つです。私たちが、ある期間に消費する資源を生産したり、排出する二酸 化炭素を吸収したりするのに必要な土地や水域の面積で表します。
江戸のみどり登録緑地	東京都が進める在来種植栽緑地及び生物多様性の保全に取り組んでいる緑地の 登録制度です。 [コラム P47 参照のこと]
NbS (Nature - based Solution)	Nature-based Solution(自然を活用した解決策)の略で、国際自然保護連合により、社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動と定義されました。
OECM 認定	Other Effective area-based Conservation Measures の略語で、保護地域以外で生物多様性保全に資する地域。日本は OECM の取組みとして、令和 5 年より自然共生サイトの認定事業を正式に運用開始しました。千代田区内では三井住友海上駿河台ビル屋上庭園や大手町の森などが認定されています。 [コラム P47 参照のこと]
外来生物	もともと自然状態では分布していなかった地域に、人間の様々な活動によって 持ち込まれ定着した生物のことです。 [コラム P16 参照のこと]
外来生物法	特定の外来生物による生態系や人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的として定められた法律で、正式名称は「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」です。2004年に最初の法律が公布されました。法律では、問題を引き起こす海外起源の外来生物を指定し、その飼育・栽培・保管・運搬・輸入を規制しています。 [コラム P16 参照のこと]

下層植生	森林内で上木に対する下木(低木)や草本からなる植物の集まりのことです。
気候変動枠組条約	気候変動に関する国際連合枠組条約(United Nations Framework Convention on Climate Change)。人類の活動によって気候システムに危険な影響がもたらされない水準で、大気中の温室効果ガス濃度の安定化を達成することが目的です。1992年の国連総会で採択され、1994年3月に発効しました。日本は1993年に締結しています。国連機構変動枠組条約の目的を達成するための具体的枠組として、2020年までの枠組である京都議定書(2015年採択)、2020年以降の将来枠組であるパリ協定(2015年採択)があります。日本は1998年に地球温暖化対策推進法を制定、2018年に気候変動適応法を制定しました。引用・参考:外務省ホームページ https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/index.html 最終閲覧日:令和5年10月10日
企業緑地	企業が所有する、または、借り受けて管理する緑地のことです。
汽水域	河川などから流出する淡水と、海洋の海水とが混合して形成される中間的な塩 分濃度の水体である汽水が恒常的に、あるいは季節的に存在する河口域や内湾 のことです。
グリーン購入	商品やサービスを購入する際に、品質や価格だけでなく、環境や社会への影響を考え、環境への負荷ができるだけ少ない物や社会に配慮した商品やサービスを、環境負荷の低減や社会的責任の遂行に努める業者から優先して購入することです。
コアエリア	核となるエリアのことです。千代田区の生態系ネットワークを形成・強化していく上で、まずコアエリア(核となる場所)は皇居の生態系で、外濠公園や清水谷公園、靖国神社や日枝神社の樹林地、企業緑地など、サブとなるコアエリアが点在し、小規模な緑地や街路樹、まちなかで緑化された場所がそれらのエリアを結ぶ役割を持つことで、生態系ネットワークが強化されていきます。
皇居	本書では、皇居にある吹上御苑、西地区、宮殿地区、皇居東御苑を指します。
コリドー	野生生物の生息地間を結び、野生生物の移動に配慮し、連続性のあるネットワーク化された森林や緑地等の空間のことです。
在来種	もともとその地域に生息・生育している生物種のことです。「外来生物」に対す る用語として「在来生物」とも言います。
SEGES 認証緑地	社会・環境貢献緑地評価システム。公財)都市緑化機構が認証する緑地です。 [コラム P47 参照のこと]
止水環境	湖や池、沼、河川のわんど、河岸の水たまり等、水の動きの小さい環境のことです。
自然資本	人々へ便益をもたらす、再生可能および非再生可能な天然資源(例:植物、動物、空気、水、土、鉱物)のことで、自然を社会経済を支える資本の一つとして位置づけたものです。 引用・参考:Conservation International https://www.conservation.org/japan/initiatives/natural-capital
自然植生	人間によって伐採や植林などの手が加えられていない、本来その土地に生育し ている植生です。
自然地形	開発等人の手を加えず、その土地本来の地形のことです。 [コラム P11 参照のこと]
地場産業	一定地域に集中して産地があり、分業して地域の素材や資源を利用して特産品 を製造する産業のことです。
重要種	環境省や都道府県、市区町村等で策定されたレッドリスト、レッドデータブック、 天然記念物等に該当する生物のことです。
旬の食材	旬ではない時期に収穫する野菜を作るためには、温度管理などに多くのエネル ギーが必要です。旬の食材を購入することは環境への負荷軽減につながります。
植生	樹林や草地など、ある場所を覆っている植物の全体のことです。

食品ロス	本来まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。
水生植物帯	水生植物の群落(集まり)で、多様な生きものが産卵、保育、生活の場として 利用します。また、陸域から窒素やリンを吸収する役割もあります。
垂直護岸・三面護岸	垂直護岸は河川の壁面が護岸されている(コンクリートで固められている)面が 90°、またはそれに近い急勾配の護岸です。三面護岸は、河川の壁面、川床を護岸されていることです。
生態系	ある空間(地域)に生きるすべての生物とその基盤となる地形・土壌・水などからなる、ひとまとまりの自然の系(システム)のことです。生物は、食べたり食べられたり、あるいは互いの生存を助けながら複雑に関わり合い、それぞれの役割をもって生態系を構成しています。
生態系サービス	人間が現在の生活を維持していくために、生態系が果たしているさまざまな機能はなくてはならないものです。生態系の機能のうち、とくに人間がその恩恵に浴しているものを生態系サービスと呼びます。
生態系ネットワーク	様々なタイプの緑地(大小緑地や街路樹など)や水辺(河川・池沼・湿地など)が、 生態的なまとまりを考慮したうえで、それぞれが有機的につながり生物の移動 が可能となっている状態のことです。エコロジカル・ネットワークとも言います。 千代田区の生態系ネットワークは、まずコアエリア(核となる場所)は皇居の 生態系、外濠公園や清水谷公園、靖国神社や日枝神社の樹林地、企業緑地など、 サブとなるコアエリアを小規模な緑地や街路樹、まちなかで緑化された場所が エリア間を結ぶ役割を持つことで、生態系ネットワークが強化されていきます。
生物多様性条約	生物の多様性に関する条約(Convention on Biological Diversity(CBD))。生物の多様性を「生態系」、「種」、「遺伝子」の3つのレベルで捉え、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分を目的とする条約です。1992年6月の地球サミットの場で各国の署名が開始され、1993年12月29日に発効しました。日本は1992年に署名しています。条約事務局はカナダのモントリオールにあります。また、条約の目的を遂行するために、カルタヘナ議定書(2000年採択)、名古屋・クアラルンプール補足議定書(2010年採択)、名古屋議定書(2010年採択)、昆明・モントリオール生物多様性枠組(2022年採択)があります。日本は、1995年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、その後5回の見直しが行われ、2023年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。引用・参考:環境省 https://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/initiatives/index.html 最終閲覧日:令和5年10月10日
絶滅危惧種	もともと数が少ない、あるいは開発などによって数が減っているなどにより絶滅のおそれのある生物種のことです。本書では、環境省や東京都のレッドリストに挙げられている絶滅のおそれのある野生生物種を指します。
大径木	幹が太い大木のことであり、推進プランでは胸の高さ(地上 1.3m)の幹の直径が 70 cm以上、細い側の直径が 30 cm以上の木のことを言います。
昼間人口	後述する夜間人口に加え、通勤、通学先を反映した人口のことです。
底生動物	水中のうち主に水底に生息する動物の総称です。貝類、甲殻類、ゴカイ、ユス リカ幼虫など、水底を這ったり泥中に潜って生息する動物が含まれます。
特定外来生物	外来生物法によって指定された、規制の対象となる外来生物のことです。外来生物(海外起源の外来種)であって、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定されます。令和5年6月からはアカミミガメ、アメリカザリガニが条件付特定外来生物に指定されました。 [コラム P16 参照のこと]
鳥散布	鳥散布とは、鳥が植物の実を食べ、消化しなかった種子を糞として落とし、散 布することです。

ネイチャーポジティブ	生物多様性の損失を止め、回復傾向へと向かわせることです。ネイチャーポジティブは 2020 年の国連生物多様性サミットにて発足した「リーダーによる自然への誓約」にて、持続可能な開発の達成を目的に 2030 年までに生物多様性を回復の道に導くと示されたことにあります。この誓約の考え方を引継ぎ、「2030年自然協約」でネイチャーポジティブが正式に記載されました。 2022 年 12 月に開催された国連生物多様性条約第 15 回締約国会議(COP15)では、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2050 年の「自然共生社会の実現」を目指し、2030 年のミッションとして「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」ことが示されました。また日本では「生物多様性国家戦略 2023-2030」において、同様に 2050 年までの自然共生社会を目指して、2030 年ネイチャーポジティブを実現させることとし、そのための 5 つの戦略を示しています。
ビオトープ	ギリシャ語のビオス (Bios:生物) とトポス (Topos:場所) を合成したドイツ語で、「生物の生息する空間」と説明されるのが一般的です。何らかの生きものが生息・生育しうるあらゆる空間を言い表す用語です。最近では、トンボ池など人が創出した場所を指して「ビオトープ」と呼び、子どもの体験教育の場などとして活用しているところが増えています。 [コラム P45 参照のこと]
腐生植物	光合成によって養分をつくるための葉緑素をもたず、他の植物の根に共生する 菌類から養分を得て生育する植物のことです。
ベイトトラップ	穴を掘って中に虫を誘因するエサ等を入れたコップを埋め、落とし穴の要領で 地上を徘徊する昆虫を採集する方法です。
保全	自然環境に関しては、「保護」は一切の人の影響を取り除いて守る意味として使われることが多いのに対し、「保全」は必要に応じて人が手を加えながらより良い状態として維持することをも含めて使われます。
夜間人口	ある範囲・地域内に住んで住民票を置く人口のことです。
幼生	動物の発育途中のものです。卵から出て生活をし始めましたが、まだ親と同じ 形になっていないものです。
緑化率	ある場所の全面積のうち、緑化された場所の面積が占める割合のことです。
林床環境	森林内の地表環境のことです。普通、落ち葉等が堆積し、薄暗く湿った環境になっています。
ワンヘルス・ アプローチ	人の健康、動物の健康及び環境の健全性の確保をそれぞれ独立して扱うのではなく、相互に連携して統合的にとりくむべき課題であるとする考え方です。 引用・参考:EIC ネット https://www.eic.or.jp/ ecoterm/?act=view&serial=4730 最終閲覧日:令和5年10月10日

